

参議院国土・環境委員会会議録第十六号

(二〇五)

平成十年六月二日(火曜日)

午前九時二分開会

委員の異動

五月二十八日

村沢 牧君

補欠選任
青木 新次君

六月二日

青木 新次君

補欠選任
瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長 関根 則之君
理事 岩井 國臣君
上野 公成君
小川 勝也君
福本 潤一君
緒方 靖夫君

委員

太田 豊秋君
鴻池 祥肇君
清水 達雄君
鈴木 政二君
永田 良雄君
岡崎 トミ子君
菅野 久光君
荒木 清寛君
瀬谷 英行君
泉 信也君
山崎 力君

事務局側

常任委員会専門員

八島 秀雄君

参考人

高崎市長 松浦 幸雄君
東京大学工学系 研究科教授 神田 順君
鹿島建設株式会社 設計エンジニア アリソグ総事業 本部企画部長 坪内 文生君
日本福祉大学情報社会科学研究部教授 片方 信也君

本日の会議に付した案件

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月二十八日、村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として青木新次君が選任されました。

また、本日、青木新次君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人の方々から御意見を聴取することといたしております。

参考人は、高崎市長松浦幸雄君、東京大学工学系研究科教授神田順君、鹿島建設株式会社設計エンジニアアリソグ総事業本部企画部長坪内文生君及び日本福祉大学情報社会科学研究部教授片方信也君でございます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
皆様には、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参

考人の方々には、忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の進め方について御説明いたします。

まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきますと存じます。

なお、参考人の方々の意見陳述は着席のままで結構でございます。

それでは、まず松浦幸雄参考人にお願いをいたします。松浦参考人。

○参考人(松浦幸雄君) 私は群馬県高崎市長の松浦でございます。

私も高崎市では、昭和四十九年、群馬県より建築確認行政を引き継ぎまして、一般特定行政庁として市内のすべての建築物の確認事務、それに付随する許可、承認及び検査業務を行っております。

私は、建築行政の現場を担当している自治体の立場から、また町づくりを進めている立場から、今回の改正案に対する意見を申し上げます。

高崎市は、現在人口約二十四万人で、東京より北約百キロメートルに位置する北関東の中核都市として、商業はもとより工業都市としても発展を遂げてまいりました。建築活動も活発で、建築確認の件数はここ数年の平均として年間約二千五百件を数えております。しかし、平成九年度は最近の経済情勢の動向を反映し二千九百九十三件と減少しております。

本市では、建築確認審査及び検査の業務を都市計画部建築指導課職員が担当しております。総勢二十名の課員がおりますが、これらの仕事に直接従事する職員は十一名で、このうち建築主事は課

長を含め三名となっております。したがって、担当は年間約三百十件、建築主事は約八百三十件の確認事務を行っております。これらの業務に直接従事する職員は、これら確認業務のほか、日照障害や工事現場の騒音等の苦情処理、道路問題、違反建築、防災、耐震等の指導など、建築士や施工業者はもとより、一般市民に対する対応もあり、担当職員は日々これらの業務に追われ大変忙しい思いをしております。また、建築主の権利の主張も多く、厳しい状況下での業務を強いられるのが現状でございます。

さて、建築確認について御説明申し上げます。
まず、確認申請を受理してから通知に至るまでの期間でございますが、建築基準法では一般住宅においては七日、その他の建築物では二十一日と定められており、本市におきましては七・六日と二十・三日となっております。ほぼ法定日数となっております。

検査におきましては、建築主は工事完了届を建築主事に提出し建築基準法に適合しているかどうか検査を受けなければなりません。実際に完了届を提出し検査を受けたものは約四百件となっております。検査を受けないものの中には違法建築物等もあり、特に悪質なものに対して工事停止あるいは使用禁止命令を出すものもあります。その件数は年に二件ないし三件あり、そこまで至らない口頭での指導勧告等においては年に約二十件ぐらいたっております。それら処理期間は長いものでは半年以上にも及び、通常でも三カ月ぐらいいの日数を要し、目に見えない労力は相当なものでございます。

違反の多くは近隣住民、同居者等による通報が全体の八割以上を占め、残りは担当が現場調査時に発見したり、市の他部局からの情報によるものであります。特にここ二、三年はふえる傾向にあ

ります。現状のままでいきますと、将来は市街化の進行に伴います多くのことが予想されます。

さて、本市は群馬県の玄関口に位置し、上越新幹線、長野新幹線や関東自動車道の高速交通網に恵まれ、また現在、北関東自動車道が建設中であり、本市においては「交流拠点都市たかさき」としての人物、情報、文化が行き交う町づくりに向け都市基盤整備を推進しているところであります。特に中心市街地の活性化を図るため、これまで十六地区の民間再開発事業を完成させるなど、民間活力の活用を基調とした町づくりを実施しているところであります。

このような中で、建築行政には、個々の建築物の安全性、快適性を確保することに加えて、中心市街地の活性化、福祉に配慮した人に優しい町づくりを進めること、都市景観の向上など幅広い町づくりの役立つことを期待しているところであります。

次に、今回の改正案について申し上げたいと思います。

まず、確認検査業務ですが、確認審査、検査業務の内容は一定の基準に適合しているかを否かを技術的に判断する作業で、行政的な判断、裁量性を伴わないものであります。特に技術的能力を持った者であれば、民間の技術者でも公務員である行政職員でも可能な作業と考えられます。本市においては、確認検査業務にかかわる担当職員の負担は大きく、この結果、迅速な処理を求める建築主の不満、違反指導の不徹底、低い検査率など、公益上の諸問題が発生をしております。

それでは担当職員を増員すれば済むかといいますが、これにも大きな障害があります。本市では、行政改革の推進という観点から、行政と民間との役割分担を見直す中で職員数の削減に努めているところがございます。しかし、直接住民サービスにかかわる福祉や環境にかかわる部局では仕事量は増大の一途であり、また地方分権による権限移譲も予定される中、限られた人員での新しい行政

ニーズにどうこたえていくのか、課題は山積をしております。

このような中で、市職員全体で千九百九十五人おりますが、このうち建築関係技術職員は四十九名であります。優秀な専門職の確保は我々のような規模の地方自治体にとって容易なことではありません。建築の専門知識と経験を有する職員には、建築行政はもとより、公共建築の企画や管理、都市計画、区画整理、福祉の町づくりなど働いてもらいたい分野は多々ございます。

確認検査業務の民間開放は建築主のニーズに即して建築確認検査サービスの提供が可能となり、市民サービスの向上につながるものと思っております。民間に確認検査業務を任せることで建築主の負担を軽減し、行政の専門職としてもとり組んでほしい違反建築物の是正、耐震改修、ハートビル建築物の推進、町づくり事業などにつながるものと期待をしております。

なお、民間の機関に確認業務を任せることで行政指導の機会あるいは権限を背にした影響力が失われるのではないかと危惧する意見もあります。しかし、確認の保留などを背景にした行政指導は、行政、事業主、関係する地域住民にとっても好ましいものとは思えません。現在、要綱で対応しているものは、その基本的事項を順次条例化することが望ましいものと考えております。

基本的には以上申し上げたとおりですが、制度の導入の間に、建築主、設計者、施工者はふなれたために混乱することのないよう、本市においても、事務処理マニュアルの作成や関連部局との調整、また指定確認機関とのスムーズな協議など、体制整備を図りながら建築主や設計者、施工者に周知することとしており、早期に十分な効果があらわれるものと期待をしております。

次に、建築基準の性能規定化でございます。私は、市長に就任する前には企業経営者の立場にありましたが、今回のこの性能規定化は建築の世界の規制緩和であると考えられております。本市でも新しい工法を研究している地元企業がありま

すので、設計や施工の自由度が高まることでいろいろな新しいアイデアが関係の業界で生まれ、小さな企業のアイデアが大きく羽ばたいたことができれば地域経済の発展につながるものと期待をしております。また、新しい技術情報の普及について国の積極的な対応をお願いし、本市としても情報提供などに十分努めたいと思っております。

本市においては、中心市街地の活性化が町づくりの大きな課題となっております。お江戸見ただけりや高崎田町と言われた商業都市として栄えてまいりましたが、商業地域がJR高崎駅を中心に二百九十三ヘクタールあり、容積率は四〇〇％と六〇〇％となっております。区画整理などの都市基盤整備により先ほど申し上げました再開発ビルやマンションの立地が進んでおりますが、さらに有効高度利用を図るためには、基盤整備の推進とあわせ、この改正案による施策が土地の集約利用による建築計画を図る上で寄与するものと期待しております。

中間検査は、建築物の安全性の確保はもとより違反建築の防止にとっても大変有効な手段と受けとめております。建築物や工程を選択する方式は、地域の実情に合った大変現実的かつ即したものと考えており、有効であると思っております。本市においても、民間機関の指定状況を踏まえ、組織体制の充実を図りながら積極的に指定してまいりたいと考えております。

次に、建築物の確認検査等に関する台帳の整備と図書の閲覧ですが、これらは行政手続の透明化の観点から、また建物の最終的な利用者、ユーザーが建て売り住宅やマンション購入に当たって建築物の履歴をみずから確認し、判断し得る情報を提供する観点から画期的であり、しかも意義ある措置と考えます。

現在、本市においては建築計画概要書の閲覧申込件数は年間四百件を超えております。本制度により情報が開示をされ、業者の選択がなされていけば、建築業界のモラル及び建築物の質の向上に對する取り組みも大きく変わるものと思われ、検

査率の向上にも大きく寄与するものと期待をしております。

以上のとおり、今回の建築基準法改正案は、民間による確認検査業務を可能とすることで官民一体となった町づくりを推進することができるとともに、手薄になりがちであった行政の取り組みをき検査、監督等の業務の強化拡充を図られることと、また中間検査を導入することにより建築主に對してより信頼のおける建築物を供給することができるとあり、良好な町づくりを推進していく上で大変画期的な法制度の整備になるものと期待しておるわけでございます。

以上でございます。

○委員長(関根則之君) ありがとうございます。次に、神田順参考人をお願いいたします。神田参考人。

○参考人(神田順君) ただいま御紹介いただきま

した神田でございます。私は、東京大学に勤務しておりますけれども、大学では建築構造の中で設計荷重論という、ちょっと耳なじないかもしれませんが、構造設計を扱う場合の荷重の評価をどうするかということとを専門にしております。具体的には地震工学ですとか、あるいは風工学、場合によっては信頼性工学とかいった、既に完成されておりますいろいろな学問を総合的に扱っております分野でございます。

それで、建築を設計する場合に構造設計ということで構造の安全性を確認するわけでございますけれども、その場合に、風ですとか、雪ですとか、地震とかそういったものをどういうふうに対処するかということは、もちろん建築基準法の場合、施行令の中に規定してございまして、私の研究テーマとも大いに深く関係しておりますので、大学の講義の中でも重要なテーマの一つとして扱っております。

それから、ISO、国際標準化機構というのがございまして、ISOにおきましても構造

規定がいろいろな形で整備されてきておりまして、それらの策定に関係しまして、一九八六年から委員としてワーキンググループなどで参加しております。

それと、日本建築学会におきましては、現在、総務理事をしております。五月十八日付で衆参両院の議長及び委員長あてに要望書をお出ししているかと思いますが、その要望書の取りまとめにも関係してまいりました。

今回の建築基準法改正の内容が私にとりましても非常に大きな関心事でございます。このような場で意見を申し上げる機会を与えていただいたことに對してお礼申し上げます。

きょう、ちよつと資料を用意させていただいたんですけれども、お手元にございます私の提出いたしました資料を簡単に御説明したいと思ひます。

右上に番号スタンプが押してありまして、一番目のものは、四月二十八日の段階では建築学会で要望書の取りまとめを行ってございましたが、そのときに理事の方々から説明するために私が作成したもので、言葉の表現とか若干その辺を修正したものでございます。それから二番目は「建築基準法改正に望む」という縦書きのタイトルのついているものですけれども、これは昨年十月の段階で一般の新聞に掲載するつもりで書いたものでございます。それから三番目のものは、ちよつと古いものでございまして、一九九二年の十一月に、もう六年近く前ですが、建設系の新聞に書いた記事でございます。ここで、ヨーロッパにおきます基準の動向を紹介いたしまして、我が国での問題点を指摘したものでございます。構造規定等に関する基本的な問題は現在も変わっていないと思っておりますが、このあたりが今回の基準法改正の契機になっているというふうに認識しております。

そして、もう一点、私の著書を資料とさせていただきますました。これは、阪神の地震の後で、私なりに建築構造の安全性といったものについて特に

一般の方を意識して書いたものでございまして、昨年の六月に刊行されております。私は本日、御意見を述べさせていただくわけですが、その内容に直接基礎情報としてかわかることも多くあると思ひましたので、参考にとつてつけさせていただきます。

少し前置きが長くなりましたけれども、基準法改正に当たりまして、私の専門であります建築構造に関係するところを中心に四点ほど述べさせていただきます。

初めの三点につきましては、建築学会の要望書で既にお出ししておりますが、大きくその中では三つの内容について述べられておりましたが、その三つの内容と基本的に対応する三点でございます。

まず第一点は、性能規定化に関するところでございます。これは、お手元にあります資料の一でございますけれども、ここでは一番目と二番目と三番目の項目が関係いたします。

一口に性能規定というふうに申し上げますが、構造の分野あるいは防火、火に対するもの。構造、防火の分野においては、同じ性能規定といひましても、技術の現状ですとかその辺にかなり差があるというところをまず御指摘したいと思っております。防火に関しては、今回、性能の規定を変えろというところが非常に大きな転換であるというふうに受けとられておられると思ひます。一方、構造の場合は必ずしもそうではないというふうに思ひます。

それは、現在の施行令におきましていろいろな規定があるわけでございますが、基本的には安全を確保するために、具体的な荷重の数値ですとかあるいは材料の許容値といったものを数字として、ある意味では仕様の形で示しているわけでありまして、そういう意味では、安全という性能を担保するための数字が示してあるわけで、既に仕様規定と言つてもよいとおっしゃっている方もかなり多くいらっしゃいます。

新しい性能規定の場合には、現在の施行令で想

定しておりますものよりは、特に計算方法などはかなり進んだものになるということが想像されます。しかし、実際にその荷重をどういうふうにするのか、あるいは構造の許容値をどう与えるのかといったことについてはやはり示されることになると思ひます。そういった意味では、基本的には、現在の性能を意識した仕様規定が新しい体系の中でも性能を意識した仕様規定になる。ただし、内容的にはより高度なものになるという位置づけでございます。仕様が性能に変わるといふふうな形で見ておられる専門家には少ないのではないかと私は思っております。そういった意味では、基本的には余り変わらないという言い方も可能かもしれません。

ただ、一番大切なことは、現在も建築基準法が安全性の最低限を必要とするということ規定しておられるわけですが、安全性の最低限といふもののグレードを、今と同じ程度でよいのか、あるいはもっと安全にすべきか、場合によつては今までやってきたことが安全過ぎるからもう少し下げていいのか、その辺の問題が一番大切な問題だと思ひます。この点に関しては、今回の法改正案の中からは読み取ることは難しいというふうに思っております。

それで、私の個人的な見解としては、阪神の地震災害のデータを分析して現状の安全性というところで考えてみますと、もし最低基準というところであれば、条件をつけることによつて、例えば地盤をより詳しく調べた場合にはもう少し低い荷重で設計してもよいというふうなことは当然あり得るのではないかとこのように思っております。そのあたりのことは、お手元の本の四十ページから四十二ページあたりのところに書いてございまして、具体的な数値等も入っております。

また、その後四十三ページあたりにございまして、法律を守っているからといって壊れないというわけではないというあたりのことも広く認識していただくことも大切ではないかと思ひます。法で規定しておりますのはあくまでも最低基準であ

りまして、また地震そのものについては私たちはすべてを知っているわけではないからであります。

それから、国際基準との整合性の話がよく出てまいりますけれども、これは資料三でヨーロッパにおける動きを紹介してございましてけれども、特にヨーロッパ、ヨーロッパの統一基準ではISOと整合するというものを基本にいたしまして、ここでもう五年、六年、かなり精力的に検討が続けられております。

その中で、構造安全性の考え方でどうか荷重の評価法、ライフサイクルのコンセプト、そういった原則的な部分はISOを尊重した基準に我が国も当然するべきだといふふうに思っておりますが、そのあたりのことにつきまして建築学会などでいろいろ建設省の方たちのお話を伺ったんですが、けれども、よく見えないというのが実情だと思ひます。

第一点が少し長くなりましたが、第二点は、今回のもう一つの改正のポイントでございます。中間検査の導入の問題、それから確認申請の民間開放のことについてです。これにつきましては、制度的に整備しなくてはいい点が多いところであると思ひますが、ここで指摘したいことは、かかる費用とそれから得られる効果、いわゆる費用対効果としての意味でございます。

仮に、もしこういったことを行政がすべて行おうということであれば予算措置が大変なことになると思ひますが、もし民間で実施するとしても、それは例えば建設コストにはね返るとか、あるいは施工合理化の中で吸収していくというようなことが具体的にあるかもしれないけれども、現実には大勢の方が時間をかけて働くということになるわけですから、国全体としては大きな出費になるわけでありまして、

それは何のために必要か。それは、やはり安全性を高めるためだと思ひます。そうしたときに国民の側で、今より高い安全性が必要だ、だからこれだけのコストをかけるべきだといふあたりのこ

とがわからなくてはいいかと思ひますし、その辺の判断のための時間とか情報が必要なのは、ないかというふうに思ひておられます。

場合によつては、建築士の罰則規定、例えば工事監理をするという事は法律にうたつてあるわけですが、その辺の罰則規定を厳しくすることによつて場合によつてはより少ない費用でより高い品質が得られるという事はあるかも知れません。

ただ、その辺はいろいろシミュレーションをしてみないとわかりませんし、そのようなことを具体的にした上で国民の意見を問ふことが必要なのではないかというふうに思ひます。ちよつと例が適切でないかもしれませんが、知らないうちに消費税が一〇%になつていたという印象がな

いようにお願ひしたいと思ひます。

第三点は、阪神・淡路大震災をもう一度思い起こして見た場合、特に五十万棟の全壊被害ですとか六千人を超える人的喪失の問題ですけれども、その多くは老朽化木造住宅に起因しているわけ

で、それに対してどう対処するかという問題でございます。

今回の基準法改正の内容の中で、既存不適格建築に対する扱いがある意味では少し弱点になっているのではないかと思います。しつかりした対応が必ずしも明らかにされておられません。昨年施行されました耐震改修に関する促進法も、大規模建築に対してもなかなか遅々として進まないという

のが現状だということに思ひます。

例えば、消防法などを参考にして、構造安全性といった問題に対しても定期検査を導入するとか、あるいは中間検査の問題もむしろ戸建て住宅を優先するとか、そういったことが必要ではないか。もちろん、それも日本全国すぐにできるというの

は費用的にも問題があれば、例えば地震危険の重点地区を優先するとか、いろいろな方法が考えられるのではないかと思います。

ほかに、資格制度の問題ですとか、建築主、設計者、施工者の責任分担の問題、あるいは環境

負荷ですとか省資源の問題とかございますけれども、時間の関係もございまして、最後に第四点といたしまして、社会的合意の問題について私

の意見を述べさせていただきますと思ひます。

今回の法律改正は、趣旨として、学術だとか技術、国際状況、環境など、いろいろな状況で五十年前の立法当時と大きく変わつておるわけですから、社会に適した法律あるいは社会の基盤づくりのための法律という形に衣がえしていく必要があるというふうには強く認識しております。しかしながら、現在の段階で、既に触れました安全性のグレードの問題ですとか費用対効果の問題について法律を改正してから考えるというのでよいのだろうかという疑問が今も私としては持つております。

建築学会の理事会でいろいろ議論してまいりまして、三月、四月、五月と議論が進むにつれてようやく具体的問題がわかつてきたというふうな方もいらつしたわけで、もちろんそれはむしろその人が問題で、もつと早く積極的に意見を言うべきだったということも言えるのかもしれないけれども、私が行政の方にお願ひしたいのは、法律を提案するあるいは省令を閣議で検討するとい

うときに、やはり十分時間を置いて、あらかじめ法律になる前に具体的な条文等のPRを行つていただいて、国民の間でもあるいは技術者の間でも十分な議論がなされるような場をつくるようにしていただきたいというふうに思ひております。

基準法の場合は技術が深く関係しておりますので、技術立国として世界に範を示そうという場合には、やはり法規制の一つ一つの数字が非常に大きな意味を持つわけでありまして、また国民生活にとつても安全で快適な建築のためにどれだけコストを払ふべきかということとは非常に大きな問題でございまして、今回の改正の趣旨に反対するもの

ではもちろんございせん。しかし、そのための社会的合意といった点で、今の段階でまだ必ずしも十分達せられてはいないのではないかと思います。うふうに認識しております。

これをもちまして私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(関根則之君) ありがとうございます。次に、坪内文生参考人にお願ひをいたします。坪内参考人。

○参考人(坪内文生君) おはようございます。坪内でございます。鹿島建設設計エンジニアリング総事業本部の企画部長を務めております。

意見を申し上げる前に、会社と組織につき紹介させていただきます。

まず、鹿島建設でございますが、受注高一兆三千億、うち建築工事が九千二百億、その三五%、すなわち鹿島が設計し鹿島が施工するという工事でございまして、残りの部分は設計事務所の方が設計し当社が施工するというものでございまして、私の所属します設計エンジニアリング総事業本部というのは、この建築の設計施工工事の設計を担当する部署というところでございまして、独立採算制をとつております。ちなみに、施工を担当する部署は建設総事業本部というふうに言ひます。

当社は、オフィスビルとかホテル、病院、学校、マンション等多くの種類の建築の設計を担当しておりますが、一戸建ての木造住宅はいたしておりません。

当本部は総人員七百五十名、一級建築士三百九十名、建築のいわゆる意匠系というグループあるいは構造、設備、インテリア等各専門の部がございまして、その他、支店の設計部と海外にも設計の子会社がございます。総人員約一千四百名の設計組織でございまして、私はその企画部長で、部門の経営企画を担当しております。

また、BCS、建築業協会の設計部会の幹事も務めておりますが、同業各社の担当者と意見交換等はしておりますが、本日の意見はBCSの意見ということではなくて、鹿島の設計部門にいる坪内という個人で述べさせていただきますと存じま

す。

まず、今回の基準法の改正は、昨年の建築審議会の答申を受けて二十一世紀を見据えた大きな改革であり、新しい時代の建築や都市を支える基盤ができるものと評価いたしております。

まず、確認検査の民間開放についてであります。

建築確認については、現状百万件の申請に対して執行体制が十分とは思われません。そのためと思ひますが、当社が設計する大型案件では建築確認は定められた期日にはなかなかおりないというのが実情と聞いております。民間の指定確認検査機関ができ、これがうまく機能するとすれば、総体としての執行能力が増加し、建築確認申請がよりスムーズになると期待されております。

また、現在では行政の担当者間で解釈のばらつきがあり、今回のこの民間の確認検査機関が設立されることを機に解釈の統一化が進むものというふうに期待しております。これは随分行政の方で指導されて、解釈のばらつきが狭くなつていくというのが実情でございまして。

また、昨年、BCS、建築業協会の欧米調査団に参加いたしました。イギリスのNHBCというところを訪問いたしました。ここは英国の民間確認検査機関でございまして、彼らが言うには、自分たちは官よりも安くて早く、また解釈のばらつきがないと申しております。我が国でもそのようなメリットというのは十分期待できるのではないかと思います。民間が官側が提供できないようなサービス、例えば料金は高いけれども早くおろすとかそういうことでございまして、その結果、官民の方がよい意味で競争していただきまして、行政サービスの効率化と質の向上が期待されるところでございまして。

続いて、完了検査についてでございます。

現在、百万件の確認申請に対して検査済み証というものは三五%程度しか交付されていなくて聞いております。当社の施工物件はすべて完了検査を受けておりますので、今回、民間開放により検

査の実施率が向上すると思いますが、当方としては規制強化というふうには受けとめておりません。

次に、中間検査についてでございますが、現在、特定行政庁によっては、指定して当方の工事を見に来られたり、あるいはこちらからお願ひして来ていただく、つまり鹿島は十分いいと言われているにもかかわらず、この中間検査は、その確認という補完的な位置づけじゃないかというふうな考え方をしています。

しかしながら、今回の中間検査というのは、工事をストップするという強制力の強いものになっておりますので、特定工程、これはどういうものになるかによつて見えてきませんが、その指定につきましましては必要最小限にしたいと思っております。特に工事のスケジュールに極力支障のないようにしていただきたいと存じます。

改正案によりまして、特定工程が終了した後四日以内に申請をいたしまして、その受理後四日以内に検査を実施する、それで合格証の交付後、工事ができないようになっております。執行体制が十分なままだと適用されまゝ、各工程のたびに工事がストップするということが危惧されるわけですが、余り長期にわたつて、例えば一週間とかそういう形に各工程でストップするようなことになりまゝと、これは全く現実を無視した制度だと思います。

したがいまして、施工の管理レベル、例えば当方のようにISO9000で高い品質管理のレベルがあるというふうな認めたいような場合は、その指定の合理的な運用をしていただきたいし、また工事監理を徹底していることによる代替、あるいは期間を短縮するために事前に申請したり合格証を即時発行していただくとか、そういうことを御検討いただきたいと存じます。工事工程の遅延はコストに大きく影響いたします。現在、コスト削減というのを強く求められておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、性能規定化についてでございます。基準法の性能規定化は設計の自由度が拡大し、技術開発が促進されると期待しております。当社は、電が関ビルにより地震国での超高層ビルに先

きまして、施工で品質をつくり込むというのが大事で、それを工事監理で確認するというのがメインだと思ひます。公的な中間検査はその確認という補完的な位置づけじゃないかというふうな考え方をしています。

検査について言いますれば、現場の自主検査、これは施工側の品質管理、それと設計者の検査、これは工事監理、その上で官の検査をするというダブルチェック、トリプルチェックという形になっております。

先ほどのエムウエーブは木造のつり屋根構造というところになっておりますが、現行法では第三十八条の建設大臣の特例的認定、特認と申します。これを認めております。今回のこの性能規定化というのがちよつとよく見えないところがございますが、この三十八条の特認をイメージして理解しておりますが、現行に比べますと目標とする性能水準が明確になるだろう。また、指定認定機関というのが複数になります。今は建築センタリでございますが、それが複数になるということになりまして、審査の効率が向上するということを期待しております。

今後、性能基準等が整備されてくると思ひますが、我々実務側の意見の反映、あるいは技術基準の作成等に当たり専門技術者の活用等、性能規定化が実効あるものにするための連携を望んでおります。

続きまして、型式適合認定についてでございますが、これは繰り返し使用する設計仕様書が認定されますと建築確認がスムーズになるということに期待しているところでございます。また、型式部材製造者認証というのがございまして、これは海外建材の輸入というものの促進に効果があり、建設のコストダウンに大きく寄与するものと考えております。

続いて、連携建築物設計制度についてでございます。従来から大きな街区の設計手法として総合設計制度とか特定街区等がございました。今回の連携

建築物設計制度はそれらの手法の一つというふうな考えられますので、町づくりの計画手法の選択肢が広がり、条件に合ったいろいろな建築をつくることのできる、そのような可能性が高まったというふうな考えております。

最後に、確認検査等の図書閲覧についてでございます。昨年、BCSの欧米調査に行つてまいりました。欧米では建築の発注方式というのがございまして工夫されております。欧米はベースが契約社会でございます。発注者、設計者、施工者等の当事者の役割が明確にされ、それぞれの役割、リスク、責任というのが明確になっていくわけですね。トラブルがあれば契約書に基づいて法的な解決がなされるということでございます。一方、我が国の方は信頼をベースにしておりますので、当事者の役割分担がいまいちなまま進んでおります。二十一世紀を迎えまして、建設市場も国際化されるのは必定でございます。我が国の持つよさを生かしながらも国際化対応を進めなければならぬと存じます。建築プロジェクトに参加するおのの役割、責任及び対価である報酬を明確にし、また情報を開示して透明性を高めていく必要があります。

今回の改正では、確認検査等の図書閲覧によりまして、建築主、設計者、施工者、検査者、監理者の氏名の明記、またそれを開示することになっております。これを契機に、発注者を含めて各界での議論が活発になり、多様な発注方式の工夫、プロジェクトの当事者の役割分担の明確化等が進みますことを願つております。

今回の改正により、我々技術者集団に対する社会の期待の大きいことを実感しております。二十一世紀を迎え、建築、町づくり、環境問題等に積極的に取り組み、社会の負託にこたえていきたいと考えております。

以上で参考人としての意見を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(関根則之君) ありがとうございます。

次に、片方信也参考人にお断いをいたします。

片方参考人。○参考人(片方信也君) それでは、私の方から今回の建築基準法の一部を改正する法律案についての意見を申し上げます。

私は、日本福祉大学情報社会科学部に所属しております。地域計画を担当しております。

今回の建築基準法改正の基本的問題点は、まず第一に、その改正案が二十一世紀の日本の建築と町づくりを根本的に規定する重大な内容を持っているにもかかわらず、国民の世論を十分に喚起し、意見の交換を重ねることなく提案されていることです。特に、建築物の大多数を占める住宅は、安全性や健康性などを確保し、生命を維持する基本的な器としての役割を持っています。このような国民の生存権や財産権の保障に関する建築基準の内容を大きく変更し、今後の建築活動の質を左右する今回の改正については、国民が改正に当たる政府の見解を十分にただし、意見を述べることは当然の権利です。しかし現状では、国民の世論を喚起するに足る情報が開示され、改正案の是非について検討する余地が国民に十分に提供され、保障されているとはいえない状態であると思われ

ます。個々の建築行為は、その建物の使い手、住み手の生活と建物が建つ敷地やその周辺の生活環境に長期にわたって影響をもたらします。つまり、建築行為が積み重ねられるということは住生活の様式を規定し、一定の居住環境の形成を意味していると言えます。代替性を持たない一定の敷地の空間的条件のもとで行われる建築行為について、個別の建築の財産権の保持と生命の安全、健康を守ることに公共の福祉の増進を図ることが建築基準法の目的に掲げられているのは、空間的条件と密接に結びついて供給されるという建築の他の一般的な耐久消費財とは異なる特性によっていると考えられます。個々の建築行為が個別の建築の最低

の基準を充足し、かつ敷地やその周辺の居住環境を良好に維持することは、公共財の性格を持つ建築に課せられた役割です。

今回の法案で提示されている建築確認検査のあり方は、さきに触れましたように建築の公共財の性格をいかに確保すべきかという課題と深くかかわっています。これまで建築主事がこの業務を担当してきたという現行法の意図はこの点にあると言えます。民間の特定確認検査機関へその業務が開放されることになり、営利機関の場合は市場競争の論理が優先し、建築の申請について個別の条件を基本に公共財として建築されるように必要な条件を十分にチェックする業務が採算に乗りにくいとか、あるいは多数の件数を処理するという理由などで十分に行われない可能性がこの法案では完全に排除できず、しり抜けになるのではないかと危惧されます。この意味で、現行法の趣旨を変えて民間への開放を行うという提案の理由が十分に明らかにされていないという疑問をぬぐい去ることはできません。

現行法では、建築の最低の基準は仕様を中心とする単体規定と集団規定により構成されてきました。今回の改正案の中心の一つをなす仕様規定にかわる性能規定の導入は、それがどのようなものであるかについての情報が国民に十分に明示されていないため、住宅建築など今後の建築行為において住み手、使い手の生活様式を深く規定するにもかかわらず、関心を向けようがない現状を憂慮せざるを得ません。

木造建築物について言えば、単体の仕様規定としての特殊建築の基準を新たに組み直して、先ほども御紹介がありましたように構造安全性、火災安全性などにかかわる事項として建築物の性能規定化を図ることとされていると思われ、全体として見れば、性能規定化に当たって新たに追加されている事項もあり、規定が細分化されるのではないかとと思われることも見受けられます。

一九九七年三月の建築審議会の答申は建築主の自己責任の原則をうたっており、これらの

項目、特に組み直しを含めて新たに導入されようとしている事項で、自己責任の原則の明確な認識に立って理解可能な内容を提示するのかがどうかについて疑問を持たざるを得ません。特に、建築物は本来住み手、使い手の総合的な判断によりその性能のよしあしを考慮できるものと言いますが、建設省が提示しています住宅性能項目案からはこれに代った建築主のその判断がどのように導かれるか、明確ではありません。

例えば、温熱空気環境にかかわる項目として提示されている防寒・防暑の規定も、それぞれの地域の気象条件に対応したその地域の住み手の知恵の評価が重要なポイントとなるように思われますが、性能規定はどのようにこれを位置づけるのか明確ではありません。最低の基準という意味合いであるなら、従来の基準の考え方と十分な側面があり、大幅な見直しにつながる性能規定化は必然性が薄いと判断されます。

また、光・視環境の項目では、例えば眺望の確保など、建築物の所在地によつて規定される側面が強いと言いますが、これを一般的な性能規定としてどのように表現するのかが明らかではありません。

ライフサイクルへの空間の適合性の項目は、いづれも個別の住み手の家族の条件により大きく規定され、性能規定化にはなじみにくいのではないかと懸念されます。この項目で取り上げられている例えは間取りに関する項目も、一戸建て住宅などでは特に住み手の総合的な住み方を表現するものであり、一般的な性能規定のチェック項目には乗りにくいと判断されます。

移動・操作の項においても、高齢者、身体障害者への対応については個人差が大きく、よりきめ細かい設計を行うことが基本であると言えます。つまり、どこまで一般的な規定なのか、個別の条件がどのように評価されるのか、明示されておられません。

以上の点は幾つかの例示にすぎませんが、それらの問題点を考慮する限り、住み手の立場からは

性能規定として明確にされたいものが多く、どのような建築が許され、かつ住み手の要求に一致し得るのかが判断しにくい上に、チェックの項目が多く、住み手に無用の混乱を招くのではないかと危惧されます。

特に、型式部材等製造業者の認定制度では、過剰な競争が持ち込まれる危険もあります。そして、一定の量産を特徴とする業者がそのコスト競争で市場を確保しやすくなり、住み手の注文による住宅を生産する地域の町場の中小零細業者の業務に大きな影響を与えかねません。特に、そのコスト競争では、住み手の要求や、地域の自然的、風土的条件を考慮した住み手にとってよりなじみ深い住宅を供給するためのきめ細かい業務のシステムは、採算性に困難が伴うなどの理由で、軽視ないし無視される危険も大きいと考えられます。

建築設計の自由度の拡大が性能規定化の背景に挙げられております。これには、一定の規定を満たさずすれば、材料、設備、構造方法等に多様性をもたすことができるという判断があるように思われます。

しかし、建築の大多数を占める住宅設計について言えば、建設省が一九九七年三月に発表いたしました住宅産業ビジョンでも触れられておりましたとおり、多くの国民のニーズでは在来の木造軸組み工法への志向が強いという傾向があります。これは、性能に関する選択が格段に広い範囲で行われるかどうかというよりも、国土の自然的環境など地域性を反映するとともに、合理的で親しみの持てる建築技術に基づく設計業務が求められていることを示しています。

ところが、性能規定化の中にこのような設計業務の仕組みがどのように生かされるのかが明らかではありません。むしろ、性能規定の一律的性格が実際の建築行為の中では重視され、地域ごとの特性を反映した建築主、住み手の立場を生かした建築設計が逆に制約される可能性があります。型式認定機関の承認は国の内外を問わないことになっ

ていますが、これらの機関がこのような視点からの社会的役割を果たす保障は法案では明確ではありません。

従来の集団規定にかかわる問題として、新たに創設されようとしている、これは仮称で紹介されておりますけれども、連棟建築物設計制度があります。この制度では、一定の区域内で指定容積率のもとで建築行為を行う場合に、隣接して建てているなどの建築物の未利用容積率を移転し上乗せできる仕組みとされていますが、これについては区域内の日照規制、隣地斜線制限等の新たな規制緩和になることも予想され、地価高騰の要因にもなる危険が大きいと考えられます。

また、区域内でより大きな資金力を有する開発業者などにとって有利ではあっても、従来住み続けた個々の住宅などの居住者にとっては居住不安を引き起こすことになるおそれがあります。

また、対象区域の公告に当たっては、土地の所有者、借地権者の同意は義務づけられておりますが、借家人の同意は義務づけられていません。そのため、特に借家人の居住権の保障が明確でなく、区域が公告されれば移転を余儀なくされる危険が新たに高まることになり得ます。

以上のような見解から、私はこの法案については賛成いたしかねるものです。

以上で私の意見発表を終わります。

○委員(関根則之君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様からの意見聴取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○泉信也君 参考人の先生方、本日はどうもお忙しいところをありがとうございます。

今お聞きをさせていただきますと、片方先生を除いてはおおむね法改正については賛成であるという御意見を述べていただいたと思います。た

だ、情報開示が不正確である、あるいは今後の運用の仕方によっては問題が出てくる、このような御指摘をちょうだいしたと思います。

そこで、まず神田参考人にお尋ねをいたしますが、今回建築学会から御意見をちょうだいいたしました。その中で、技術の進歩、こういうことと建築主事のレベルが合わない、間に合わないこと、これまで以上にこのことが違法性を損なわれることを危惧しておられる御意見が出ておられるわけですが、これは民間の技術レベルの進歩と建築主事と言われる官側のレベルの進歩に差があるというようなことを御指摘になっておるのでござい

○参考人(神田順君) 技術の進歩と、それから実際に施行令等に記されていることというのは、特に技術の方には幅がございいます。

それで、今回、性能規定化によって、また施行令の内容が新しく変わるという場合に、それが現実にはどの程度のものになるのかということ、今の段階で私もなかなかよくわからない部分があるんです。それが場合によって非常に詳細な解析を前提にしたような基準になりますと、その詳細な解析の内容がどの程度理解できるのかということについて、どうしても技術的なレベルとしての差が出てくるということから、現在やっておりますのは、もう四十年間運用されておりますので、そういう面で今の施行令をそのまま運用することについては余り問題が生ずるというふうには思わないんですけれども、新しくできたものがその辺についてどういうふうになるのかということ、新しい技術の進歩を計算等の手段のところ盛り返すというふうになること、それを直ちに現在の建築主事、あるいは設計者でもかなりレベルに差がござい

それから、特に一つ御指摘しておきたいのは、最近の計算というのは、計算機を使った計算でなされる場合が多いわけでありまして、内容が必ずしも十分わかっていなくてもインプットをすれば図面ができてしまうという問題がありま

す。そうすると、なかなか施行令ということだけではうまく判断できない場合が多々出てくるのではないかと、そういう危惧でございいます。

○泉信也君 坪内先生に同じような観点からお尋ねをしたいと思ひます。

鹿島建設で非常に大きな工事を進めていただいておりますわけがございいます。その中で、先ほどの御説明にもございましたようなISO9001という品質管理で十分な施工監理・監督を含めてやっていただいておりますということではございいます。これは非常に大きな企業だけではないか。むしろ、中小の方々にとってはこういう体制がとれないことが一般的ではないかと思うわけ

そうした場合に、大会社と中小の建設会社の間で何らかの差を設けると申しますが、これは中間検査の話も含めてございいます。先ほど手戻りを恐れるためにいる人々手当てをしていただいておりますという、またその中間検査はむしろ会社側から求めたものでございいます。そういう非常に積極的な対応をしておられる会社、それからそういうことをやっておられる会社、それからそういうことが建築主の負担にはね返っていくというようなことが出てくるかと思ひますけれども、大会社と中小会社の場合に何らかの差を設けておくという

○参考人(坪内文生君) 今の問題でござい

た、中小の中でも積極的にやってこられる方が多分出てくると思ひます。ISOの9000というものはそう大システムではございませんで、きちつとしたマニュアルを整備し、システムどおり運用するというのをチェックされるわ

けでございいますので、そう大きな差が出てくとは思われません。

○泉信也君 申しわけないお尋ねをいたしま

ISO9001で品質管理をやっていたら、民間の自主努力を否定するといふか信頼しない、いたずらに行政の作業を現場に持ち込むといふようなことであって、合理化に反するのではないかと、あるいは私はするわけですが、お立場からはどういふ御判断になりますでしょうか。

○参考人(坪内文生君) これがどういふふうに通

○参考人(片方信也君) 今の御指摘の点について

私が懸念しております点は、建築物というのは特定の敷地の上に建つものでございまして、その土地の特性がそれぞれ地域地域によって異なります。そういう意味では、きめの細かい設計業務が求められているということを強調したわけでございします。

その際に、地域地域にはやはりその地域にふさわしい建築材料やあるいは工法等が選択されるべきでありまして、これにはその作り手、建築主とともにそれに携わる設計や施工の組織が、一定の質的なレベルを確保するための業務を遂行できるかどうかという点がむしろポイントであろうというように思います。

ですから、性能規定化の導入に提示されております背景にはそういう多様性への指摘がございしますけれども、それは論点が違っていて、むしろ強調されるべき点は今申し上げました点ではないかというように思います。性能規定化ということになりますと、むしろ資材の海外からの輸入等がさらにやすくなるという点や、また点や重点になつてくるというように思われますので、そういう懸念を表明した次第です。

○泉信也君 松浦参考人にお尋ねさせていただきます。行政の現場で大変御苦労いただいております御説明を含めてお聞かせいただきました。一人当たり八百件というような検査をやつていらつしやるといふ現場の声として、今回の建築確認検査の民間開放についてはむしろ積極的に賛成したいという御意向であつたと思うんです。これはほかの先生方からも御指摘がございましたように、また私どもが心配しておりますのは、コストが高まるのではないかと、こういう心配でございます。

先ほど坪内参考人からは、英国の例でむしろそのことが官側の競争意識を高めていいものになつておるといふ大変いいお話を聞かせていただきましたけれども、松浦参考人のお立場として、こうしたコストが高くなつてくる、民間側がやるからには恐らく、今資料を持ってきたておりませんが、

官のやるコストよりも随分高くなるということが心配されますが、この点についてはどんなお考えでございしましょうか。

○参考人(松浦幸雄君) お答えさせていただきます。今コストが高くなるのではないかと、こういうようなお話でございしますけれども、私どもの方といたしましては、八年度の実績として建築確認手数料並びにそれに付随する許可申請手数料は約五千万円の収入をいただいているわけでございします。担当者一人当たり約四百五十万円ということになるわけでございします。

民間機関の建築確認検査手数料につきましては、民間機関は採算性を考慮した業務区域や対象建築物が設定できること、また建築主の多様なニーズ及び地域の需要動向に応じた民間ならではのサービス提供が今後可能であるというふうなふうに思われまして、市場における選択を通じた水準に決定され、採算性が確保されるということになるのではないかと、このように思っております。

私ども、今担当者一人当たり四百五十万円の収入というのとはまああの収入ではないかというふうな思っておりますけれども、我々地方自治体では、いわゆる市民に対するサービスが優先するものでございしますから、どうしても単価からいけばちよつと低くなるのはやむを得ないというふうな思っております。ただ、この金額は余り低いとは私は思っておりません。

○泉信也君 ありがとうございます。終わります。

○上野公成君 きょうはどうも御苦労さまでございます。この建築基準法は相当な大改正であるわけでありまして、これが実際の現場において本当に受け入れられるのか、体制がちゃんと整備されるのかという点につきまして、松浦参考人にだけ質問させていただきますかと思ひます。先ほどの御意見で、大変前向きな賛成というよ

うな評価であつたんじゃないかと思ひます。高崎市長というお立場で、高崎という地域あるいは実際の現場でどう対応できるかということでありまして、私も、我が国の建築のほとんどが住宅だと思ひます。その住宅の担い手というのは大工さんとか工務店が主で、そういう人によつて支えられていて、高崎さんや工務店にとつてもこの性能規定化というのが、メリットがあると思います。さかちゃんや受けとめられて、日ごろそれとて、そこでもやつておられる工夫といひますか創意だとか、そういうもののがしつかり生かされるということが必要じゃないか。プレハブメーカーとかそういう人だけにメリットがあつて、大工さんや工務店にとつてはかえつてマイナスになるということであつてはいないんじゃないかと思ひます。

日本は、この数年、特に技術だとか技能だとかというものが軽んじられていっているんじゃないかという気がします。昨年も、NHKのテレビで技能オリンピックというのを見たわけでありまして、金メダルだったんですけれども、去年はたしか三つぐらいしかとれなかったんじゃないかというところであります。

技能あるいは技術というのを大切にしてきたから、今日の日本の発展があつたわけでありまして、そういう意味で、現場でそれれ担当をされて大工さんとか工務店の方々が本当に努力されているわけでありまして、これは日本の伝統からは本当に相当な価値のあるものであります。

そういう意味で、せっかく性能規定化ということになりましたので、市長さんとしては大工さんや工務店の方々が本当の意味で生かされるような相当のバックアップをしていかないと、せっかくの改正が正しい方向にいかないんじゃないかなというふうに思ひます。そのバックアップ体制について。

それからもう一つ、大工さん、工務店に限らず、

建築、住宅の場合は非常にすそ野が広いわけですから、ありとあらゆる産業がアセンブルしてでき上がるわけでありまして、それぞれ技術力のある中小でも新技術、新製品をどんどん開発できるというチャンスにもなるわけでありまして、大工さん、工務店に限らず、いろいろな地場産業の育成の最高のチャンスになるんじゃないかなというように考えられるわけであります。

そういう意味で、今回の改正を評価されておられると思ひますけれども、どのように対応させて、そして産業の育成あるいは大工さん、工務店の育成にどんなことをやつかれるかという対応についてお伺ひしたいと思います。

○参考人(松浦幸雄君) 性能規定化によりまして設計が自由になりますれば、大きな企業だけでなく、今、上野先生御指摘の大工さん、工務店の知恵や工夫が生かせる、そういうケースが増大をいたしまして、地域産業にとつても私は大きなチャンスであるというふうな思っております。

また、今技能オリンピック等のお話でございしたけれども、群馬県ではこの秋に全国技能オリンピックが高崎を中心に開かれることになりました。このメリットを最大限に生かすためには、意欲のある大工さん、工務店が新しい技術の開発に取り組み、また性能規定化の成果が大工さん、工務店にわかりやすい形で広く活用されるような仕組みをつくること、これは重要であるというふうに思ひます。そういう市のネットワークを生かしまして、これらの情報を大工さん、工務店にどんどんPRさせていただきます。技術開発や活用のための技術的相談にも応じられるような体制づくりに今後努力をしたいと思ひます。

また、ぜひこの点につきまして、国におきましても性能が確かめられた材料や工法を順次わかりやすい基準として整備していただいたり、地域の住宅産業の近代化や技術開発の積極的な支援をすることをこの場でお願ひしたいというふうに思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上野公成君 それからもう一つの改正は、民間で確認をやるようにすることでありまして、先ほど市長さんから住宅は七日のところは七・六日かかるし、それから全体の件数でありますとか、問題の違反でありますとか、口頭で注意するとか、いろんなお話も御紹介していただいたわけでありまして、高崎市という地域におきまして、民間でこういった仕事をやる会社が本当に存在し得るのか。そういうことがないと民間に主事をいうことがなかなかうまくいかないうけでありますけれども、こういった体制がきちっと整備されるということが、民間への主事の開放ということからいえますと一番大きなことになるんじゃないか。

先ほど一人当たり四百数十万、これは市の場合には行政のサービスですからそういうことでありますけれども、民間であれば今までのサービスがいろいろあるのか、早くするとか、いろいろ民間の努力のしようというのがあるわけでありまして、私は業としても成り立つ可能性もあるのかなと思えますけれども、高崎市で円滑な運用のための体制整備というのが本当にできるのかどうか、その辺のお考え方を伺わせていただきたいと思えます。

○参考人(松浦幸雄君) 私も高崎市は東京から百キロ圏に位置するわけでございまして、建築活動が非常に活発でございまして、建築士等の人材も比較的豊富であるというふうに思っております。そういった意味で、将来の民間機関の母体となり得る組織も見られるわけでございまして、今後民間の確認検査機関が育っていくことは十分期待できるといふふうに思っております。

高崎市といえども、そうした民間機関の早期の立ち上げにできる限り今後協力をさせていただきますかと思っております。また、民間機関の指定を行う国や県におきましては、円滑な民間機関の育成を図られるように十分な御配慮のほどをお願いしたいと思っております。

○上野公成君 民間への移行の体制も十分できる可能性はあるというお話でありました。

そこで、先ほど職員の問題について市長からお話があったわけでありまして、地方分権をする仕事がある、それから行政改革をしてスリム化もしなきゃいけないけれども、行政の量というものはふえてきて、なかなか職員はふやせないという状況じゃないかと思っております。そういった状況に民間にそういう事務所ができて、そういった業務が民間の方にどんどん移行するということが、今まで確認をやっていた建築の職員というものが高崎市の場合は四十六人おられるというのでありますけれども、そういった職員の活用というものが、大変市長が悩まれている職員がなかなか活用できないということに生かされるんじゃないか。

と申しますのは、やはり技術職員というのはいろんな仕事ができる可能性があるわけでありまして、市長さん自身も大学は土木の出身であります。今市長さんをやっておられるわけでありまして、私も通産政務次官を一年やらせていただきました。私も原子力の核融合反応なんということも全然わからないうちに責任者をやっている。特に、技術が軽視されているというのは、文科系に入るのには理科を全然とらなくてできるようなことになっているんです。そういうこともありますと、やはりこれから技術が大事なのであるから、そういったことがきちっとできる人が何にでも使える、一人で二人分でも三人分でも使えるんじゃないかというふうな感じもしております。

特に町づくり、中心市街地が高崎市の場合も大変な問題を抱えているわけでございまして、そういった意味で、技術系の職員一人を二人でも三人でも使えるという一般職員化、そういったことにも非常にメリットがあるんじゃないかと私は思っております。市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(松浦幸雄君) 上野先生が御指摘のように、技術に裏打ちをされた行政の重要性ということについては全く同感でございます。

これからの自治体の職員は、限られた専門の仕事しか経験しないのではなくて、幅広い経験を積ませていく必要があると私も考えております。そのような人事配置を今行っているところでございます。そうした建築系の職員につきましても、従来確認検査に相当な人材を要してまいりました。町づくりなど幅広い分野には残念ながら十分な配置ができなかったところでございまして、建築確認検査の民間開放によりまして、高崎市は今おかげさまで民間再開発事業というのがもう既に十六カ所行われておりまして、全国の中でも五本指に入るようなそうした開発をやらせていただいております。そうした意味で、建築系の職員が町づくりにもっとも関係できるようなものになってくるんじゃないか、活躍できる可能性が大変広がるといふことは、私も市にとりましては大きなメリットではないかというふうに思っております。

○上野公成君 終わります。

○小川勝也君 民主党の小川勝也でございます。四人の参考人の方からそれぞれ特色のある立場から幅広い本当にためになる御意見を拝聴いたしました。本当にありがとうございます。たくさん聞きたいことがありますので、順次伺いをしてみたいと思えます。

まず、松浦市長さんにお伺いをしたいと思うんですが、先日の委員会でも申し上げたことですが、建築確認が民間に開放されることによつて、今までは市の特定の部署でやっておりましたことがさまざまなところにその確認の業務が分散してまいります。例えば、高崎市の町づくりをよく知っている人たちがその建築確認の仕事に携わっていたものが、民間開放された時には前橋の建築確認業者がそれを行う、あるいは東京から出張してきて行くということが起こってくるわけでございます。町づくりや町並みをそろえるといった住民や市の努力がなかなかうまくいかないんじゃないかと、そんな心配をしておるところでございます。

行政の立場からの御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(松浦幸雄君) 小川先生御指摘のことににつきましてお答えさせていただきますかと思えます。

私も高崎市では、高崎市都市景観条例を持っております。そして、大規模建築物等につきまして市長に対して届け出を義務づけておりまして、また中高層建築物指導要綱、宅地開発指導要綱等、要綱による指導も行っているわけでございまして、こうした町づくりの行政は建築活動と密接に関係しているために建築確認の場を使っております。それなりの成果があると考えているわけでございます。

一方で、建築確認を後ろ盾に指導を押しつけているのではないかと、また指導の根拠や基準がわからないというような批判もあるわけでございまして、けれども、町づくりは極めて重要な市の行政でございます。だからこそその根拠、手続、基準、またそうしたものが明確である必要があるわけでございます。このような建築確認の場を使った行政指導という形についてはむしろ今回の法律改正を機に変えていく必要があるというふうに私は考えているわけでございまして、今後必要に応じて目的、手続、基準の明確化を図りつつ条例化を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小川勝也君 次に、片方参考人にお伺いをしたいと思います。

私もこの法律を勉強していく中でいろいろな問題点があるなというふうに思った次第でありますけれども、この法案に賛成しかねるという参考人の御意見に対して、どこが一番悪い点か、率直にお伺いしたいと思います。

○参考人(片方信也君) 今の御質問にお答えしたいと思えます。

今回の法改正の最大の問題点になるといふことにつきましては、改正の内容が今後の二十一世紀

の建築、町づくり、あるいは先ほど来議論のありました都市計画の内容を大きく左右する、そういうものになっております。したがって、個々の問題点につきまして述べていただいたとおりでございまして、その内容等も含めまして、国民の間で十分に議論が進んでいるのかどうかという点があるわけでございまして、その点が目下のところ最大の問題点ではないかというふうに考えております。

○小川勝也君 次に、坪内参考人にお伺いをしたいと思いますが、今回の法改正の眼目の一つに、より安全にそしてコストを下げる、こういう点があるかと思ひます。

この法改正によって建設コストは下がるのかどうか、あるいはもし行政やそういった絡みにおいてコストを下げる方法というのはほかにあるのかどうか、この二点をお伺いしたいと思います。

○参考人(坪内文生君) お答えいたします。まず、今回の法改正の趣旨は自由度の拡大というふうな理解しております。すなわち、いろいろな仕様規定等ががんじがらめになっていたものが発想とか工夫が生かされるというふうな考えでありますので、一つは、例えば鉄筋コンクリート造とか鉄骨造とか、そういう単純な構造体ではなくて複合的な構造、いかに安くつくるかという観点から複合技術というのは今後増加すると思っております。そういうところに手前どもの持つております技術が生かされるだろう。今発注者のコスト低減の要件は非常に厳しいものがございまして、今のテーマというのはほとんどそれに尽きております。

安全性につきましては当然クリアしているところにございまして、阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして、手前どもの耐震設計ガイドというのをつくって時代に即応した安全性の高い設計をするように努めております。それから、先ほど申しましたように型式製造者認定制度ということで、海外のよいものが入って

くるということが期待されます。我々としては、発注者並びに社会に対して安くてよいものを提供する義務がございまして、その意味での選択肢の拡大というのがこの法律の改正によって大きく期待されるというふうな考えでおります。よろしくお願ひします。

○小川勝也君 続きまして、神田参考人にお伺いをしたいと思います。

先ほど坪内参考人の方からも少しお触れになりましたが、三十八条の問題、この御意見も読ませていただいたんですけれども、門外漢でもありまして少しわかりにくかったですけれども、この意見書の二番のところ、三十八条のところをわかりやすく御説明いただきたいんです。

○参考人(神田順君) 基準法の第三十八条といひますのは、法律で想定していない工法ですとか技術ですとか材料、そういったものに対しては特例の扱いがなされておりました、個々に物件の安全性等に関して建設大臣がそれを認可するようなシステムになっております。具体的に私の了解しております範囲では、日本建築センターというところに評定委員会がつくられて、そこで審査されているわけです。

物件の数はかなりの数に上っておりますように聞いておりますので、例えば高層建築ですと年間百件、百棟に迫るような数字になっておりました、コンクリートや鉄骨造等についてもかなりの件数がそのような形で現在運用されております。

一般に申しまして、どうしても法律とか取り決めの技術の進歩に対してはおくれる形になりますし、一般的な規定にならざるを得ませんので、やはり個別の建築物ということになりますと何らかの形で、法律でこのようなものが出てくることを予定して、それに対しては法律が想定していなかったことですから、三十八条のような形で用意しておく必要があるというふうな思ひでございます。今回の法律改正におきましては、すべてそれはもう政令の中に盛り込むんだというふうな御説明を建設省の方から伺っておりますけれども、

私も技術の新しい開発というふうなことで考えますと、やはり法律の中でその辺は明らかにしておいていただく必要があるのではないかとこのように思っております。

○小川勝也君 今の点、ちょっとわからないんですけれども、例えば先ほど坪内参考人からエムウエーブはこの三十八条の規定によってつくることができたという話があったと思ひます。あるいは東京ドームや劇場の上にインテリジェントビルを乗せるという新しい技術もこの範疇の中から生まれてきたと思ひますが、この三十八条が削除されて以降はどういう扱いになるのか、両参考人のうちどちらかで結構でございます。

○参考人(神田順君) 私が想像しておりますのは、現在評定委員会等で検討しておりますのは、例えば超高層ビルもそうでございまして東京ドームが実際に認可された場合もそうでございましてけれども、かなり学術的にも先端的な内容を盛り込んだ検討をいろんな角度から評価いたしまして、そういう形で安全性を確認するということで進められていくわけです。

ですから、一般に現在木造の大規模なものといひのは禁止されておりますので、そういうようなものについては技術が確立している部分については規定化して、一般に使いやすい形で運用されていくことになるというふうな思ひでございますけれども、例えば今の状況でエムウエーブのようなものを現実には確認申請のシステムの中でやっていくということに関してはまだまだちょっと時間的にも技術的にも無理があるのではないかとこのように思っております。

○小川勝也君 それともう一つは、この建築基準法という法律、とても大事な法律なんですけれども、骨の部分はあるべく小さくして地域的なもので肉づけをしていくという形はとれないものかどうかというふうな常々私は考えておりました。例えば、沖縄と北海道といひますと風土や気候が全然違います。あるいは神田参考人の御専門でありますけれども、地震が起きやすいところとそうでないところ、地盤や地質などさまざまな違いがあると思ひます。この基本的なベースは建築基準法で薄くかけておく、そしてあとは地域的な特徴によって法律や条例でいろいろ固めていくという方法はとれないものかどうか、御意見を伺いたいと思ひます。神田参考人、お願ひいたします。

○参考人(神田順君) ただいまの御指摘はまことに私も同感でございます。やはり安全性そのものも、文化とか住み方とかそういうことも深くかわるわけでございまして。しかも、四十年にわたっているいろいろな形で技術が蓄積しておりますから、地方におきましてはそれだけのものは十分にできてきているのではないかとこのように思ひますので、一般的な安全に関しましては国で法律で規定しておく必要があると思ひますが、具体的なそういう規定についてはその地方の特色を生かした運用というのが非常に望ましい。

例えば、ヨーロッパなどでも、国の大きさと比べてますと日本といひのはヨーロッパではそれこそ五カ国とか十カ国分に相当するわけです。ヨーロッパでももちろん統一の基準というものがつくられておりますけれども、やはりそれぞれその国における運用というのは図られていて、そういうような形が非常にこれから望ましいし、可能性も十分あるというふうな思ひしております。

○小川勝也君 坪内参考人にお伺いをしたいと思います。私は、前の委員会、例えば市のOBが建築確認の業務をした場合に、その市と密着した関係があるのかその市の確認や建築に対する指導の癖がよくわかっていて有利になりはしないかという質問をいたしました。そうしましたら建設省からは、確認申請の仕事というのは裁量を挟む余地がない、決まったものだということお答えが返ってまいりました。きよう坪内参考人から解釈のばらつきがあると

いう言葉を聞きましたので、そのことについてどんな問題点があるのか、お伺いしたいと思います。

○参考人(坪内文生君) 解釈のばらつきというのは、例えば極端な例で申しますと、私が聞いてきた話ですと屋外階段というのは幅が九十センチ必要である、一方、階段の踊り場というところは一メートル二十センチの幅が必要ですよということでございます。

これは、直行階段、ずっと長い階段で、もし転んだときにその踊り場でとまるということを規定しているわけでございます。あるところで、極端な例ということで私は聞いてきたんですが、屋外階段で折れ曲がる階段のときは、この踊り場の部分は幅は幾らかというなかなか難しい問題がございまして、しゅくし定規に解釈すれば一メートル二十センチ必要でしょうということになります。九十センチで足りて一メートル二十センチの踊り場があつてぐるっと回つてくる。合理的に考えれば九十センチでいいわけですが、こういうのは、手すりもございましてそこから転げ落ちないということとよく九十九センチの方が合理的ではないかと思ひますが、なかなかその辺が、一メートル二十センチだというふうになかなか言われたことが、解釈の相違の一番わかりやすいことで申し上げますが、そういうことがあつたというふうに関しておきます。

これから、多分民間が出てきてそういう解釈の差というのはいろいろ出てくると思ひます。現状でも、この解釈の差というのは建設省の方で随分調整されてきているという実態も聞いております。あるときはこれがよくて、だけれども、だんだんそれは全部こへ行つてもだめになつたとかいうふうに関しておきますので、そういう指導あるいはフィードバックみたいなものが出てくると思ひますし、これからの情報化の時代でございますから、判例、前例ですか、どういふ条件のときどういふような許可をしたのだというデータのデータベースみたいなものができて、それが引用され

て解釈のばらつきはどんどん小さくなっていくことを期待しております。

○小川勝也君 大変参考になりました。ありがとうございます。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。

さまざまな立場から御意見をいただき、ありがとうございます。

最初に、神田先生の方にお願ひしたいんですが、今回、阪神大震災の安全性の絡みもあつて改正がスタートしたというののも一つの要因だということ、安全性の話の御専門のようにお伺ひしましたので若干お伺ひしたいんです。先生の御本の中に、法律を守つたとしても安全とは言えないというお話がありました。そうしますと、阪神大震災が起るまでの基準どおりやれば安全だということになるということがあります。

そうしますと、私は三年前まで河川の方の学者で専門でやつておりましたときに、洪水が起るときの安全度で、例えば河川は百年に一回ぐらゐの洪水までの安全に設計しようという一定の基準はできますけれども、それよりもっと大きい洪水が来たときはやはり堤防破壊などが起ります。そういう絡みでいきますと、社会的な認知で超過確率が百分の一とか決まってくる。建物もすべてに安全といつたら過大な費用がかかるということがあります。そうすると、例えば建物の場合は確率密度曲線の超過確率が何分の一以上というのはどういふ形で決まってくるのかということのを最初にお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(神田順君) いろいろな形でいろいろなところで研究もされておりますし論文等も出ておりますが、現状の我が国の建築物の確率的な安全性というふうな意味から申し上げまして、設計する立場からの数字といたしましては、例えば五十年間で壊れる確率としましては、十のマイナース乗とかそのようなオーダーの数字がおおむね設計上の数字になつていふに解釈しております。

ただ、現実にてきております建物はいろいろな形で安全余裕が見られます。それは設計者がいろいろなところに多少お金をかけなくても安全にできるというふうなファクターを持ち込みますと、阪神の被害を見た限りにおきましてはむしろワンオーダーぐらゐ少ないのではないかと。ですから十のマイナース乗とかそのようなオーダーになつていふのではないかとお伺ひいたします。

特に、地震に關しまして世界的な通例といたしましては五百年というふうな数字が出ております。これは余り数字がひとり歩きするのとも問題かとは思ふんですけれども、確率的には一年間に発生する確率が五百分の一程度の地震に対して倒壊しないというふうな規定になつておりますので、それこそ一万年に一度とか予期しない状況が起きればかなりの被害が出ることはある程度はやむを得ないということではないかというふうに思つております。

○福本潤一君 社会的な話という以上に、五百年に一回とか千年に一回とかいうような話から決まってくるようにございまして、

こういう問題、先ほどの上野先生じゃないですけど、余り理科系の話ばかりしてしているとわかりにくい話になりかねないので、その絡みで若干具体的な話で坪内参考人にお伺ひしたいと思ひます。

あのエムウエーブというのは、木造とはいへかなりすぐれた技術を開発したということでございます。これはつまり天井ではないですけども、鉄筋の建物で、そういうすぐれた技術でできた富士宮にある建物が千年ぐらゐはもつという建物だということをお話聞いたことがあるんですが、この建物だと何年ぐらゐはもつと考えられておるかとかというのを伺ひさせていただきます。

○参考人(坪内文生君) ちよつとはつきりしたことは申せませんが、メンテがよければ長期にわたつてもつというふうに思ひます。RC造で六十年ということが法定耐用年数になつておりますので、今どういふ条件で設計したかがわかつており

ませんが、そういうオーダーを期待したものだと思つております。

○福本潤一君 木造建築とはいへかなり長期にもつものだろうと思ひます。六十年というお話が出ましたけれども、木造建築ではそこまでなかなかいかないうところをすぐれた設計によつては対応できるといふことだと思ひます。

(委員長退席、理事上野公成君着席)

このお話によれば、建築士が総事業本部だけで三百九十名ということは、七百五十人の人員で三百九十名ということは半分以上持たれていふということですが、これは全社的に二千人ほど一級建築士が鹿島はおられると聞きました。

そうしますと、今回、民間開放という話が出ました。民間開放ということでは自由度の拡大ができるんだと、非常に新しい展開ではないかと積極的に評価されているということになりますと、鹿島は木造の一戸建てというのはゼロ%だということですのであり得ない話かどうかわかりませんが、鹿島として、そこへ例えば社員で、民間開放だからそういう新しい事業を事務所をつくつてやるというふうな人がおつたときに乗り出していくような形の法案になつていふのかどうか。それを具体的に考えたときに、どういふ見通しかお伺ひさせていただきます。もしそうでなければ、ないだろうなという気がしますが、なければどういふ理由で乗り出せないのかというのをお伺ひします。

○参考人(坪内文生君) 今回の民間開放の確認検査機関ですが、一つの要件として公正性、要するにほかから独立して第三者性ということを強く求められていまして、

したがひまして、当社の子会社がそういう事業をやつたときに、当社の案件を検査なり確認するということとは現状では社会的な賛同を得られないだろうというふうに思われまして、具体的には考えておりません。むしろ、我々は使わせていた

だくユーザの立場というふうを考えておりますので、どういふふうに関係するかとよく見えませんが、現在のところは考えておりません。

○福本潤一君 社会的な立場で検査と検査を受ける側という関係の問題を指摘していただけたと思います。そのお話しをいただいた中に検査というものがあつて、具体的に現場でトリプルチェックができるというお話がありました。施工者のチェック、設計者の監理、そして完了検査という形で三段階。

公共土木事業と民間の建築事業では違ふのかもわかりません。先ほどの神田先生の話でも、公共土木事業だと厳密な計算をした上でこまめが安全だと思ふときに、急に一・二倍にしておきないというふうな、エネルギーをかなりかけた厳密な計算がくつと来るような話が後で出てきたりするのが土木工事の中にはありますけれども、こういう三段階でチェックするということになりまして、かなりの検査がきいています。

今回は、また中間検査というものが入ることになつていきます。そうすると、中間検査というものを今後より多くの事業に進めるといふ考え方で、限定して、中間検査で工事をストップすると結局は値段にはね返つてきて大変になるんだという御意見をいただきました。その関係でございまして、チェックはきちつと入っているからそのまま進む、現在あつたときにストップしないような形でいくというのはいくらも施工者側にとつては望ましいのでございまして、これが進んでいくと、建設省側の御意見で中間検査の対象をより拡大していきたいという御意見があつたわけですから。

その絡みで、チェックを受けたときに、検査ストップというのはいくらでも、中間検査の対象を広げていくという建設省の考えですけども、事業者としてはどういふふうなその考えに關しては感想を抱かれるか、これをお伺いします。

○参考人(坪内文生君) 今回の中間検査の導入につきましては、私の最初の陳述にありますように

品質をつくり込むのはやっぱり現場であらうと、現場の品質管理がよくなければ検査してもいいものではできません。ですから、工事監理あるいは官の検査というものは確認、つまりダブルチェック、トリプルチェックをやっているんだと思ひます。したがつて、必要最小限にしたいと思ひたいというものがこちらの要望でございまして、特に工事工程がおくれるのを非常に危惧している声があつております。

したがつて、運用につきましては執行体制をきちつとつていただけた上でやつていただかないと、法律で決まつているからという事でずるずる検査をして、なかなかしていただけないという状況では困るということでございまして、こちらは確認していただく、トリプルチェックをしていただけたことに対してはやぶさかではございませんが、工事工程がおくれることを恐れているわけではございません。

○福本潤一君 対象範囲の問題はともあれ、こちらは建設省の今後の政令等を含めて、実情をもとに、拡大していくことをもとに検討していただければいいというところだと思ひます。一番主眼は、工事ストップを必要最小限という形の対応にしたいとしたいというところだと思ひます。あと、片方さんにいろいろ反対の立場の御意見をいただきました。その中で特殊建築の法案の最後の方に言われた分で、連棟して対応できる新しい流れのところもやはり反対だというのがあつたと思ひます。そここの反対資料をもう一回確認の意味で、どうしてこれが反対なのかお願ひします。

○参考人(片方信也君) 今の御質問にお答えいたします。この連棟建築物設計制度の問題点につきまして私が一番懸念しておりますのは、新たな規制緩和を伴うということが予想されますので、特に日影規制とかあるいは斜線制限等の緩和措置がとられることが予想されますので、法文上は明確ではありませんが、関連資料を読みますとそういう

う側面が出ております。そうなりますと、大きな建築活動を行う者にとっては便利ですが、従来そこに住み続けているような、住宅が中心になるかと思ひますけれども、そこに住んでおられる住民の方々の利益に本当になるのかというところになります。その点についてはやはり疑問を持たざるを得ないということが第一点であります。

それから、容積の未利用部分をこの際活用するという趣旨が盛り込まれておりますけれども、そうなりますと、これまで特に地価が上昇するというところでさまざまな問題を起こしてまいりましたけれども、そういう状況が再現するのではないかと、もう一点つけ加えさせていただきますと、公告対象区域というものが設定されるようになっておりますけれども、その土地建物に関する権利者の中で、借家人の権利がどう保障されるのかというところが明らかでないと思ひます。法文上はその権利が保障されております。その点につきましても問題点であるように考えております。

以上、三点です。

○瀬谷英行君 今までの御意見を伺つておりますと、片方参考人が反対であるということを明確におつしやつておりますが、まずどこが悪いのか、どうしたらいいのか、条文的にはどうやつたらいいのか、問題点を指摘していただければ幸いですと思ひます。

それから、神田参考人は、法律はおくれがちである、政令にすべてをゆだねたのではどういふものがあるのか、こういう疑問を示されております。このこともまた、法律の盲点といふことが、そういう点があつてはならないというところは確かだろうと思ひます。その点についても伺ひたいと思ひます。

○参考人(片方信也君) お答えいたします。私の今回の法案に対する基本的な問題点として考えております点は、先ほども触れさせていた

きまして、やはり性能規定の導入が全国一律の性格を持つて、特にその部分が強く押し出されてくるというふうな考えられます。それぞれの地域地域の個性を生かす建築設計、特に建築物の大多数は国民の住む住宅でありまふけれども、その住宅の設計に当たつて、それらがむしろ地域の建築にかかわる職人さん、先ほども御指摘がありましたけれども大工さんや設計士さんや建築技術者、職人さんたちが、コーディネートされた形で業務を行つて国民の住宅をつくり上げておられますけれども、そういう建築の行為、設計行為等にやはり大きな影響を与えるというふうに思ひますので、この点が今回の法案の中で一番大きな問題点として指摘される点ではないかというふうに思ひます。

以上です。

○参考人(神田順君) 私の資料の三番で、ヨーロッパの統一コードについて少し記事を書いたんですけれども、これは一九九二年の段階でございまして、ヨーロッパではその後いろいろな形で議論されておりますが、まだなかなか本当に法律としていふことが、規則として使える形にはできておりません。今、二〇〇〇年を目指してやつていると言つております。八年かかつておるわけですから。

建築構造関連の基準をいかによいものにするのかということ自体を現場の技術者が議論するというだけで非常に長く時間がかかるわけではございまして、抜本的に変えようと思ふと、やはり我が国でも三年五年といった時間はどうしても必要じゃないかというふうな思ひます。

もし、これから二年間でやるということになりますと、そこにはまたどうしても時間を優先するためにはうまう盛り込めないこととかめがめが出してくる可能性があります。ヨーロッパの例を見ましても、実際に設計者がそこで設計をして、またコンファレンスを開いて、自分たちの国とどう違ふというふうなことの議論を何度も何度も繰り返しているわけですから。それはプロシデイングになったり、いろ

いろいろな形で報告されているわけでありませう。

ですから、非常に進んだ技術を法律に規定するという場合には、やはりその辺、十分時間をかけた審議がされなければいけませんし、もちろん安全のレベルというようにないことに関しては国会のような場で御審議いただく必要があると思うのですが、技術が十分反映されているかどうかというようにないことに関しては、やはり実際に技術に携わっている者がいろいろな形でオープンに議論する場というものが必要ではないかというふうに思っております。

そういうふうにして決めましても、やはり五年議論してつければ、当然で上がったときにはある程度おくれたものになる。それはもう宿命だと思いたくありません。その中でよりよいものにしていくためには、ヨーロッパの例なんかもあるんですけれども、例えば十年ごとにはこの部分は必ず見直すとか五年ごとにはこの部分は見直すとか、そういうようなことが現実に行われていかなければいけないかと思っております。

八一年の新耐震と言われているものの改正の場合も、Ds値というのがあります。非常に大きな変形領域を評価する新しい手法で、これはもう世界的にも同じようなファクターが常識になっておりますけれども、その数字を八一年に導入したときも、実際にはこれは五年後に見直ししようというところをかなりみんなで合意してつくったはずなんですけれども、八一年から既にもう十七年たつて見直されてはいないわけですね。

ですから、法律を、特にそういうレギュレーションといえますが規則に関しては、この部分は五年ごとに見直すこの部分は十年ごとに見直す、そういうこともやっていくことによって技術のギャップをなくすることは可能になるかというふうに思っています。

そのようなことでよろしいでしょうか。

○瀬谷英行君 私に関東大震災を東京で体験しました。と言つても、四つときですか余り正確な記憶はないんです。ただ、うちの前の二階屋の

かわら屋根が崩れて落下したということはあるんです。だけれども、家がつぶれたとか倒れたとかというのはなかったんです。当時住んでいたところは今の文京区です。昔は小石川と言いました。文京区とか豊島区とか、あのかいわいではそういう大きな被害を受けた家はなかったんです。被害の多かったのは浅草とか、いわゆる下町、本所、深川、あつちの方が非常に大きな被害を受けて、火災が発生をする。倒れたところで火が出る。もうほとんどが木造住宅ですから、倒れたところから発火するとたちまち広がってしまうというところ、非常に甚大な被害があつたわけですね。

だけれども、あの当時と今とは建築様式が違いますから、同じようなわけにはいかないとは思いますが、マンションのようなものは、もつともあれが韓国でつづられて、瓦れきがそのまま墓場になってしまふという例があつたというのを聞きましたけれども、日本のそういう構造あるいは耐震建築ではあんなようなことは恐らくなからうというふうな気がいたします。そういう実例もなかったように思っておりますが、その点は建築工学の点から坪内参考人か神田参考人に、どちらでもよいですけれども、そういう点をお聞きしたいと考えております。

それから、地震というのは震源地が海の場合が割合と多いんです。そうすると、震源地に近いところほど被害が大きいです。だから、同じ東京でもいわゆる山の地域ではほとんど被害がなかった。それから海沿いの方で当時は横浜から鎌倉に至るまで被害があつたんです。これは大きなニュースになっておりましたけれども、関東の方の被害が大き過ぎたためもあるでしょう。だけれども、向こうでは何か皇族の方の別荘がつぶれて亡くなられた方があったというのを聞いたのですから、やはりあの地域の地震というのは相当なものだったろうというふうに思っています。だから、震源地が遠いかに近いかによつてうんと差が出てくると思うのです。

そういうことを考えますと、今後どこで大地震が起きるかかわかりませんが、耐震構造というのは建築学の上でよく考えておかないと、大工さんの勘だけでもつて今建てられている住宅が多いと思ひますけれども、そこに建築の専門家の知識というものを十分に活用していただいて、今後の地震に対応できるように日本の建築がすべて過去の経歴を踏まえて建築されるということが、設計の上でもあるいは施工の上でも必要だろうと思ふのでありますが、その点についての考え方を伺ひたいと思ひます。

○参考人(神田順君) 地震に關しまして具体的なお話を今いただいたわけですが、関東地震の場合は震源がやはり鎌倉とかそちらの方に近いわけですので、明らかにあちらの方が揺れが激しかったというところが一つございます。

ただ、私のこの本の中で三十三ページにも図を載せているんですけども、同じ神戸で震源から非常に近い数キロの距離にあつても、やはり大きく揺れているところとそうでないところがあります。それは、大きな被害があつたところとそうでないところと非常によく合致しております。今の我々の工学的な能力で地盤の揺れがどうなるかというところについてはかなりわかつてきておりますので、やはりそういうようなことを設計にうまく反映することがこれから大きな課題になつていくと思ひます。

それと、一般に申し上げますと、海の地震というのは比較的規模が大きいですけれども、繰り返しが二百年とか比較的短くてデータもよくそろつておりますが、内陸の地震につきましても繰り返しが間隔が非常に長い、例えば二千年とか三千年とかそういう長い繰り返しの間隔ということもあって、なかなかの確にいつ発生するかということについてはなかなかの確にいつ発生するかというところの方もそういうふうにおつしやつております。

ただ、やはり今まで地震が多かつたところはこれからは多いというところは統計的にも確かにならうと思ひますので、今までの地震の発生

現状を見て、危険の高いところに対してはより高い性能を、そういう形でトータルとしての投資がバランスよく配置できるような形にしていかなければいけないというふうに思つております。

○瀬谷英行君 私の体験はやはり幼児のころでした。横抱きにして母親が表へ飛び出した。ところがこの家でもみんなはだして表へ飛び出した。そういう状況だったんです。だけれども、その割に家屋の倒壊というのはなかったんです。それはかわら屋根が落ちたということはあるけれども、かわら屋根よりもトタン屋根の家の方が多かつたのですから、トタン屋根の方はむしろそういうことはなかった。家屋というのは家外強いものだと思ひました。だから、それは長年の勘でもつて、もう設計の段階から地震には強いようにできていたんだと思ひましたけれども、今後の対策として、やはり耐震住宅といつたようなことは必要だろうと思ひます。

また、特に高崎の市長さんなんかの場合、高崎というところは割と地震はないんですね。地震に強いところなんです。だから、そういうことは余り考えないでいいかもしれませんけれども、どこで何が起きるかかわかりませんから、それらの点での住宅対策等について、あるいは防災対策についてお考えがございましたらばお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(松浦幸雄君) お答えさせていただきます。今先生御指摘のように、私も高崎市は関東地区の中では一番頻度の少ない地域ではないかというふうにおつしやつております。ですから、今神田先生からもお話がございましたように、その頻度については余り私も高崎としては憂慮するような段階ではないと思つておりますので、今の建築基準法で私は十分足りるというふうに思つております。

以上でございます。

○瀬谷英行君 最後にもう一度片方参考人に。今後の二十一世紀の問題としていろいろお話がございましたけれども、具体的に一体どういうふう

うにしたらいいのか、これは技術的な問題すべてを含めて、総括して御意見を伺いたいと思っております。

○参考人(片方信也君) 私は、建築基準法は基本的な骨格を定めるのに限定いたしました。それ、その地域ごとと合った建築基準のあり方をこの際本格的に検討すべきではないかというように考えております。

〔理事上野公成君退席、委員長着席〕

例えば、私は京都に居住をしておりますけれども、京都のような町ですと建築基準法以前の建物が多数を占めているわけでございまして、そういう意味では不適格建築物ということになるわけでございまして、ところが、現在もそれらの住宅を中心とする建物は住み手や使い手によって長く大事にされております。こういう建築物は何も京都に限られたことではなくて、それぞれの地域地域にあるわけでございまして、それらの特性が生かせるように基準のあり方を根本から切りかえていくということが大切ではないかというように考えております。

個別に、どういふふうな部分がどうかということにつきましては直ちに述べられませんが、先ほどの私の冒頭の発言でも何点か指摘しました、例えば性能項目で眺望というように一性能規定というふうに言えるのかという点があるわけですが、これはまさにその地域地域の建築の置かれている状況によって、そこに住んでいる人たちの立場から見るとどのような眺望なりあるいは景観なりを大事にするかということにむしろ方向性を与えるべきでございまして、そういう点から見ても、先ほど申し上げましたように根本的な切りかえの視点に立つべきであるというふうに考えております。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。それ、それ有益なお話をいただきまして、本当にありがとうございます。

町づくりの角度から片方参考人と松浦参考人にお尋ねしたいと思うんですが、大きな建築というものは町づくりに大きな影響を及ぼすわけですので、それで、建築基準法は最低の基準を定めたもので、それを満たしていても町づくりをどうするか、あるいは地域をどうしていくのかということ、支障がある場合が少なくないわけですね。東京なんかではそれが多数あると思っております。

そういう中で、建築確認はあくまで最低の基準を満たして確認するものではない、そういうものであろうと思っております。先ほど松浦参考人が言われたように、確かに技術的な判断で裁量を伴わない、そういう側面は当然あると思っております。そうすると、確認によって工事が可能になるという法的側面を果たすということもまた事実だと思っております。

建設省は町づくりの問題で、そういう必要性については独自に根拠とか基準とか手続を明確にして堂々とやればよいということと述べておられます。そうすると、一方で自治体が町づくりの立場から計画については是正や訂正をする、そういうことを一生懸命やる、また他方で自治体の建築主事が確認して着工を可能にするというおかしな事態が生まれてくる、こういうことがあるわけで、これは矛盾だと思っております。そういう中で建設省は、本当に必要な形態規制ならば都市計画法とかあるいは建築基準法の体系の中でゾーン規制をやるとか、そういうことは可能じゃないかということも提起されるんだけれども、例えば用途地域、これは全国一律でしかも一定の広がりを持った地域ということ、それがなかなか難しい状況にある。

そこで、お尋ねしたいんですが、地域の個別の事情による町づくりの必要性からの建築計画の評価と切り離した形で、純技術的な基準への適合性だけを判断する建築確認で建築を可能にする法体系、ここには私はかなり大きな根本的な限界と矛盾があるんじゃないかということを常々感じて

ているんですが、その点についてどうお考えかということについて、両参考人にお尋ねしたいと思っております。

○参考人(片方信也君) 今の御質問にお答えいたします。

最近、ことしの一月でございまして、都市計画中央審議会が答申を出しております。それを拝見いたしました。現在の都市計画を支えている機関委任事務を改めまして受託法定事務にするといったような提言ですとか、あるいは現在行われております許可の事務を廃止してこれを事前協議にしたかどうかといった提言も含まれております。

中央審議会の答申どおり、もし次の都市計画法の改正がその方向に進むならば私は結構ではないかというように考えているわけでございまして、けれども、都市計画、つまり町づくりにかかわる法体系についての審議会等の議論の流れというのは、今それぞれの地域地域の実情に合わせた町づくりの可能性を広げようという方向に動いております。

そういう点からいいますと、基準法の体系自身やあるいは全国一律の基準の性格が非常に強い、しかも場合によつてはかなり細部にわたるような性能規定というふうに進みかねない面も法案の中には含まれておりますので、その地域の町づくりと個々の建築のあり方がぶつかり合ってくるという場面が想定されるわけです。

現に、例えば総合設計制度というのがございまして、けれども、総合設計制度で、歴史的な市街地の中などにその制度を適用いたしまして、京都では京都ホテルなどがその例でございまして、京都ではあるいは特定街区制度がありまして京都駅ビルが建築されておりますが、それを見てもわかりますように、建築の法体系の中に組み込まれている今御紹介いたしました二つの制度、それ自体も実は京都の町づくり、都市計画の方向に重大な影響があるわけですね。

今、町づくりのお話でございました。町づくりの行政というのは建築活動と密接に関係しているために建築確認の場を使っているわけでございまして、けれども、それなりの成果があると考えているわけですね。また一方で、建築確認を後ろ盾に指導を押しつけているのではないかと、また指導の根拠や基準がわかりにくいという御批判もあることも事実でございまして。町づくりは極めて重要な市の行政でございまして、だからこそ、その根拠、手続、基準は明確である必要がありまして、このような建築確認の場を使った行政指導という形については、むしろ今回の法律改正を機に変えていく必要があるのではないかとこのように考えているわけでございまして。

また、私も平成五年に高崎市都市景観条例を定めさせていただきまして、交流拠点都市高崎にふさわしい美しく潤いのある都市景観の形成を進めているわけでございまして、平成六年度から建築工事などの際に景観に対する配慮を促すために大規模建築物等、これは高さ十五メートル以上または建築面積千平米以上のものについてでございますけれども、その届け出をスタートさせていただいております。おかげさまで民間の御協力を得まして、駅周辺を中心に魅力ある都市景観が形成されているというふうに私は思っているわけでございまして。

こうして基準法と条例とをうまく組み合わせるべく、いくことによりまして、良好な町づくりは可能であるというふうに私は考えております。

○緒方靖夫君 松浦参考人は、特定行政庁と市長と、そういう立場をお持ちで本当に苦勞されている仕事をされておられると思います。

特に、民間確認ということになった場合、事前に市としてそういう建築の内容とかそういうものを知ることではない、したがってこれまでできていた必要な指導がやりにくくなるんじゃないかという懸念もあると思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○参考人(松浦幸雄君) 私ども高崎市では、中高層建築物指導要綱によりまして建築確認申請前に近隣住民に対し計画の周知をし、その報告をするように指導しているわけでございます。今回の建築確認の民間開放によりまして、建築確認業務の場を使った行政指導という形は変えていく必要があるというふうに思いますが、今後必要に応じまして目的、手続、基準の明確化を図りつつ条例化を考えていきたいというふうに思っております。

建築確認の民間開放により時間的によとりが生まれ、そうした時間を今後違反建築物の是正、耐震改修、ハートビル建築物の推進、町づくり事業など、より質の高い行政ニーズにこたえることが私は可能になってくるというふうに思っております。

○緒方靖夫君 ありがとうございます。

神田参考人にお尋ねしたいんですけども、阪神・淡路大震災のときに芦屋浜の高層マンション、私はそこへ行つて改めて驚きましたけれども、大変な厚さのスチールが切断される、そういう予想外の被害とか、そういう事態があったと思うんです。科学技術が進歩してもやはり解明し切れない部分というのはあるのかと、それを見ながら改めて思ったんですけども、その点で仕様基準でも性能基準でも安全度の余裕を見ている、それがあろうと思うんです。

先生の御著書を読ませていただきました。四十ページのところ「耐力の評価式が、もともと余裕をみている」という記述もありました。科学的な知見の進展で構造計算が精密になるにつれて

余裕度を少なくするということが可能になってきているのではないかと思いますけれども、それ自体は進歩だとしても計算の前提条件が狂うような被害が出るという現実も予想されるわけですね。

特に、性能基準では仕様基準の場合よりも余裕度がぎりぎりになるという傾向が出ないのかどうか、その点、御専門の立場からお尋ねしたいと思っています。

○参考人(神田順君) 安全性に関しては、現在の仕様規定で最低限を決めておりますけれども、現実にはでき上がっている建物に関してはかなりの幅ができるんだと思います。それをより詳細な解析をして、しかも安全はミニマムとしてはこの程度だというような決め方をしますと、その幅がやはり少なくなってしまう。そこで、要するに最低としてはどこを決めるのか、日本としてふさわしいレベルはどの程度なのか、あるいはもう少し余裕がある場合にはどのぐらい安全にするのか、そういうことを見えるようにしていくことが大切だということに思っております。

現実には、その建物が倒壊する例というのは数からすると極めて少ないわけでありまして、今回の阪神でも老朽化木造ですとか八一年の新耐震以前の建物を除きましてかなり少なくなっているわけなんです。その少ない中にも現実には手抜きですとか施工不良といったものがある程度含まれていると思うんですが、残念なことにはその辺の数字が明らかになつていないので、それをどういう形で変えたらどのくらいより安全になるのかというところは非常に見づらくて現状だと思っております。

常に余裕は見えておきますが、それは余裕を見ていることをどの程度見ているのかを明らかにすることによって、ミニマムと本来ふさわしい水準とというような形になっていけば、今よりも安全に対して安心できる状況というのは十分つくり出していけるというふうに思っております。

○緒方靖夫君 ありがとうございます。
神田先生にもう一つお聞きしたいんですけども、

も、きょういただいた先生の御意見の中に、性能規定化の理由の一つとしてこういうことが言われている。しかし、法案を見る限りではすべてを政令で規定していつてしまつて、結局単に行政裁量権を明文化するための法改正は技術の発展の阻害になりかねない。性能とは何かの議論も不十分であるという記述があります。技術の発展の阻害と云うか、ねえという点についてそのお考え、またどういふ議論が必要と考えられているのか、十分など言われるような、その点をお伺いしたいと思います。

○参考人(神田順君) 一つには、技術者の側にも責められる部分は僕はかなりあるのではないかと申すのでありますけれども、五十年前にできました施行令等によって非常に丁寧に規定がされておりましたので、ある意味では技術者というものがみずから安全性をどのくらいにするかというような判断をしなくても、とにかく規定どおりやっておけばこれは基準法に従つてやっておりますということとで免罪符になつてしまつていたという現状があるんだと思ひます。

それは、なかなかエンジニアもそこから抜け出せないという状況があるわけでありまして、そうしたときに今回の規定改正によりましてより詳細な記述が、より詳細な解析に基づく性能規定ができた場合も、今までのようなことを続けているのでは判断をせずに単に全部法律に任せてしまつていってしまうことになるんだと思ひます。本来目指しているものと違う方向に進んでいってしまう。

そういう意味では、技術者の自己責任といふことが判断に関する責任がより大切なものだといふことが、やはり基準法の中でもより少し明確にうたわれてくる必要があるのではないかと云うふうな思つておられます。規定を詳細化することによってより安全なものができるということに必ずしもつながらない面があるので、その辺がある意味では課題といふことも言えるんだと思ひます。技術者を詳細な規定ができたからそれをやるんだよというだけではなくて、もう少し自己責任におい

てやれるということを感じさせるような、技術者を勇気づけるような法律であつてほしいというふうに私は思つております。

○緒方靖夫君 終わります。

○山崎力君 改革クラブの山崎でございます。時間が制約されておりますので、短目にお答え願えればと思ひます。

私は、この問題で今素人として法案審議に入つて一番感じておりますことは、本来建築物の安全性のチェックをするべきというその規範であるべき建築基準法が、その建築確認作業というところにおいて町づくりの部分と密接に関係してきてしまつていて、要するに、純技術的な安全性を担保すればいい法律というものが、その単体ではなくて集団というものをどうしたらいいかということまで来ている。ところが、それは別に都市計画法その他と関係しているものではない、その辺の役割分担が不明確になっているのではないかと云う基本的な認識に立ち至つております。

そういった意味で、要するに建築確認作業で一番違反は何なのかといつたら、建ぺい率と容積率だといふんです。安全性の問題はもうごくごく一部だと、ごくごくではないんですけども。そうすると、これは本当に建築基準法に基づく作業を建築主事たちはしているのか、そういう本来の趣旨からして外れているんじゃないかという気がしております。

そこで、松浦参考人にお伺いしたいんですが、本来どうして市民ないし国民がやつてほしいというニーズがあるのならば、確認作業を三〇%でここ何十年来てきたかといふことはおかしいんじゃないか。幾ら市の予算が乏しいとはいへ、これに対して予算と人員をぶち込むというのは行政庁として、地方庁であつても当然ではないかと思ひますが、それを現実にはやつてこれなかったといふことは、それだけ市民のニーズがなかったというふうな考えでよろしいのではないかと云う気もするんですが、その点いかがでしょうか。

○参考人(松浦幸雄君) 御指摘のことでございます。

すけれども、私も高崎市におきましては、今先生御指摘のような状況が続いて、三割ではなくてうちの場合は完了検査やなんかは二割ぐらいでございまして、確認の段階におきましていろいろと作業がたまっていくことも事実でございませう。職員数も少ないということになりまして、先ほど私の陳述にもございましたように今いろいろと数少ない職員の中でそれをやりくりしております。現状は先生の御指摘されるとおりであらうというふうに思っております。

今後、この改正によりまして民間開放されるということになるわけでございまして、そうした職員にとつては今の改正は非常にいいことであらうというふうに私も思っております。

○山崎力君 ただいまというあれですけども、本間に二ノズがあるならばもう十年前二十年前から人員確保しているはずなんです。やっつけていないということは、それだけ市民の二ノズがなかったということなんです。安全さえ確保していれば、ほかの町並みその他のところは、建て主としては、一般の住宅もアパートの集団住宅の経営者も含めて壊れるような家では困るけれどもその最低限の担保さえとれていけば、他人に迷惑をかけるといふことは御近所のつき合いということからの面だけであつて余り言つてもいいくない。そこをこの程度を踏まえないでこの問題を考えても、僕はある程度むだだらうという部分があるわけなんです。

そこでもう一つ、この問題の一つとして図書閲覧で、不動産を、住宅建造物をしっかりと把握させる、情報公開すると言ふんですが、これが実効性があるところまでの作業というのは、高崎市の場合にはどのくらいでその書類の整備ができるとお考えでしょうか。これから新しいものだけをやっていくというんでは、これは一〇％二〇％で、全体的にはそういう形でいけばほとんど実用性にならないという図書閲覧の作業になると思ふんですが、その辺の見通しはどうでございましょうか。

○参考人(松浦幸雄君) 今具体的なあれについて

はちよつと答えできないわけでございます。その数字等については私もまだ確認をしております。申しわけございません。

○山崎力君 申しわけないんですが、そういうことを私も実は実際の現場の首長さんの代表として来られた方に期待していたわけでありまして。法律の方向はいんだだけども実際の現場でどうなのかというのを聞ききたかったんですが、そういう意味で参考人として一番詳しい方でも全然そういう数字がないということになれば、現段階では絵にかいたもちと判断させていただかざるを得ないというふうになつてしまふわけでございます。

それでもう一つ、今度は神田参考人にお伺いしたいんですが、安全性の問題で一番我々がショックを受けたのは、公共建造物が阪神・淡路で大部分もつと違つていたら、例えば新幹線の鉄橋一つにしてもこれはもう千人単位の死者がふえていたかもしれないと言われているわけですが、そういう点での結論。

それから、先ほど気になつた発言でございます、要するに施工不良なのか何なのかはつきりしていないので、設計のミスなのか、材料の問題点が出てくるのは、設計のミスなのか、材料不良なのか、施工のミスなのか、いろいろ破壊された場合の、壊れた場合の要件はあつたと思ふんですが、一言で今言われているのは古い耐震設計がやっばり弱かつた、新しいところはもつていたと、こういうことなんです。さはさりながら、古いところと公共的に言えは非常に重要なところがあつた。新幹線、それから私が驚いたのは地下鉄の崩壊、それからもちろん高速道路、一番目立つたところですけども、それから公共建造物、県庁とか警察署とかというところがやられていた。その辺のところを含めて、建築学会として何が安全性の最低限の問題で直さなきゃいかぬのかという結論的なものは何か出てくるんでしようか。

○参考人(神田順君) 順序を終わりの方から順番にさかのぼりたいと思ふんですが、建築学会といつたしましては、ここ二年半ぐらゐにわたりましていろいろ検討して、最終的には現在七十二の提言というふうな形で取りまとめたものを提出しております。それについても、具体的に例えれば行政にどういふことを希望するのか、あるいは一般の国民としてどういふ形で考えていかなきゃいけないのか、そういうあたりについての具体的な対策を今検討している段階でございませう。

それから、例えば公共建築物が壊れたということにしましては、警察署ですとか消防署ですとか病院とかが地震のときにどれだけの役割があるのかというあたりをあらかじめ検討した上で、一般の建築物と同じ強さでいいのか、その辺の問題をやはりもう一度取り上げておく必要があるんだろうと思ひます。

以前、基準法改正のときに、これは重要度係数というふうな言い方で呼んでおりましたけれども、そういう形でその法律に盛り込むことにしましては、かなり反対がございまして、現実には地震災害に対してどういふふうに対応するのかというのを考えますと、法律がたとえミニマムのリクワイアメントであつたとしても、地方公共団体あるいは住んでいる人たちがどういふ建物にどれだけの安全性が必要なのかということを認識していただくことが必要なんだろうというふうに思ひます。

それから、私が申し上げました施工不良、手抜き等の事例につきましては、現実に八一年以降設計施工された建物の倒壊のパフォーマンスを統計から申し上げますと、その数は十分少ない数だといふふうに思つております。ですから、統計的な意味合いからはむしろ安全性はもう少し低く低いのか、かもしれないというふうにも思ふほどであります。ただ、非常に残念なことは、これは建設省に注文することはなかなか難しい国民全体の問題だと僕は思ふんですけれども、どうしても責任を明らかにしない体質が日本全体にございませう。ロサン

ゼルスでノースリッジがあつたときには、市がかなり厳しい強権をもってその証拠を明らかにするんだということでも検査に乗り出したわけなんです。もし日本でそういうことをやろうとすれば、すぐ動けるだけの人とお金が必要で、なかなかそういうことに對してうまく動いていないところがある。残念なことには実際に壊れてしまつたり、場合によっては大手の建設会社がつくつたものでもコンクリートの強度が必ずしも十分でなかったというふうなことは、裏では聞いています。その原因が何であつたかというふうなことに對して公開する資料の形でできていないと思ひます。この辺は今回の反省に立ちまして、将来こういうことがあつたときに迅速な対応がとれるように、そしてやはり設計者の責任あるいは施工者の責任、その責任も壊れたことだけが責任ではないんだと思ふんです。

お医者さんが手術をするときに、どういふ手術をするかという判断の適切なところの責任はあるけれども、患者が亡くなること自体に對しては医者が責任をとるといふ性質のものではないわけなんです。設計者が適切なレベルに對しての設定に關しては責任があると思ふんですが、現実には壊れたかどうかという区別して議論できるような状況をやはり日本全体でつくつていかなきゃいけない。そのためには、建設省としても指導という立場でそういう方向に国民が考えていけるような指導をお願いできればというふうに思つております。

○山崎力君 今の問題は非常に私にも身につきまふところがありまして、「もんじゅ」のときとの間の日銀のときに内部監査の実務上の責任者が二人とも自殺しております。そういう国民性があるといふことは重々承知した上で、これは時間がありまふので坪内参考人に要望だけ申し上げておきたいんです。

日本の一流建設会社というものであれば、この間の阪神・淡路のときに被害を受けたあるいは被害

害を受けなかった御社の建造物がこれだけあって、そのうちの被害状況はこうでありというような報告書を出されるところがこれからの一流の建設会社ではないかという感じが私は持つておりますので、関係者の間でそういった方向で御検討願えればと思います。

最後に、片方参考人にお伺いしたいんですが、いろいろ反対の理由それから問題点を言われておりますが、いわゆる技術的な問題、建築基準法の問題が国民的議論になじむのだろうかという根本的な疑問を私は持つております。

と申しますのは、先ほどの絡みでいけば、純技術的な安全性の問題に関してのことはちよつとないまじない。むしろこの問題でなじむのは、先ほどの例の日照権であるとか、容積率によつて土地価格が上がるか、あるいは借家人の権利とかあるわけですが、これはどちらかというと都市計画法的な絡みの方からきているダブった問題だ。

そこで、極端かもしれませんが、例えば地方分権で、その土地土地の町づくりを建築基準法で認めるようにしたらどうか。これはまさに用途規制、建ぺい率その他出てくるんですが、これは松浦参考人にもお聞き願いたい。時間の関係でお答えは結構です。

我が町は、要するに強権でもないんですけれども、市民の理解、すなわち市議会の議決をもつて条例をやる。この区画はまさに発展させたい、よつて容積率を一〇〇％に認めよう、そのかわりこつちの方はもう二階建て以上は認めない、あるいは極端に言えば鉄筋コンクリートは認めない、最近は一軒住宅でも鉄筋建てが出てきていますけれども、そういうたある意味で言えば極端なことでも、先ほど片方参考人のこと言え、地方分権的にやつていけば住民の理解さえ受けられれば、ということになるんですが、逆に進めれば、そういう考え方、そこまで地方分権に任せて、国はある程度やつて、地方の人たちの納得してくれば、そこまでやつていいというお考えかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(片方信也君) 御指摘の点についてお答えしたいと思います。

どこまで地方分権でというところの線の引き方については、御質問の中でも私の理解不足で聞き取り得ないところもやございましたが、基本的にはやはり安全性あるいは財産権の保障に絡むような基本的な骨組みは基準法で明確にさせるといふことが必要で、それ以外について特に御指摘のとおり町づくりや都市計画との関連が強く、なつてきておりますので、そういう側面から考えても地域、地方自治体の方に任せていくことが可能ではないかというように思つております。

その際に、とりわけ重要な問題として出てまいりますのは、建築の質を高いレベルでどう確保するかというところがあるかと思つております。特に、先ほど来も議論がありましたが、建築物を生産する際の設計者やあるいは職人さんや施工監理等々の業務の關係が、お互いにそこが責任体制が持てるようにきちつとなつていくかというところ、その点にやはり今一つの大きな問題点があるというように考へておられて、従来特に建築士、建築技術者につまきましては建築手法制定にかかわつていろいろ議論があつた経過があるわけですが、特にそれは建築技術者、建築士の施工との兼業規定をどうするかというところをめぐつて随分長い議論がされ、そこをどうするかという経過がございます。

そのことからいまして、改めて建築技術者の特に中間検査等の検査がございまして、それ以前に現場の、先ほど品質の管理というように御発言もございましたが、高い技術的なレベルを確保するための建築士の施工監理の仕組みをどういうふうな地方自治体で支えていくのかというところが課題になつてくるというふうに思つております。

○山崎力君 終わります。

○委員長(関根則之君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席を賜り、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

次回は六月四日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

請願者 愛知県一宮市神山二ノ四ノ八 羽賀啓子 外九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一九〇七号と同じである。

第一九六八号 平成十年五月十八日受理
運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町四ノ三五 山本順一 外五百名
紹介議員 橋本 敦君

運輸省港湾建設局は港湾や空港建設・整備などを地方自治体と一緒に進めている。今、公共事業の在り方が問われているが、無駄なものは中止し、生活の向上や安全・防災に優先し、環境に優しく、自然環境とも調和した社会資本を整備する必要がある。港湾や空港の建設・整備に当たっては、住民参加の計画づくり、情報公開が重要である。また、日本周辺で流出事故が続いているが、油防除体制の強化・油回収船の建造など海洋環境保全体制の充実が求められる。また、港湾建設局は国家公務員の平均の約二倍に当たる八・〇九％もの定員削減が要求され、慢性的な超過勤務、健康破壊、現職死亡など劣悪な労働実態にある一方、国家公務員法で明確な規定のない恒常的な非常勤職員が増加し、労働者派遣法にも抵触する業務委託が職場に入り込む事態になっている。

ついては、次の措置を採りたい。

一、大規模プロジェクト中心の公共事業(港湾・空港建設計画)を抜本的に見直し、無駄なものは中止し、地域住民の利益と合意の上に立ち、安全で防災に役立つ、必要な港湾づくりなどを行うこと。

二、相次ぐ油流出事故の教訓を踏まえ、油防除体制の強化・油回収船の建造など海洋環境保全体制の充実を図ること。

三、これらの事業を進めるに当たつて、国民の負担にこたえ、国自らが責任を持つて業務を進め

るためにも、運輸省港湾建設局の必要要員を確保すること。

第一九六九号 平成十年五月十八日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 名古屋市港区野跡一ノ四ノ二ノ五

〇五 武藤秀和 外五百六十四名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七〇号 平成十年五月十八日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 愛媛県松山市北山町四、二一六ノ三 小池洋治 外二千八百六十四名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七一号 平成十年五月十八日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川台三ノ一〇ノ七 村瀬謙次 外四百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七九号 平成十年五月十八日受理

長良川河口堰(ぜき)の本格運用中止等に関する請願

請願者 岐阜県山県郡高宮町高宮一、三〇三ノ二 中山正男 外百九十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一九〇七号と同じである。

第二〇〇三号 平成十年五月十九日受理

長良川河口堰(ぜき)の本格運用中止等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市新長沢町三ノ二五 島岡ひさ子 外九百九十八名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一九〇七号と同じである。

第二〇〇四号 平成十年五月十九日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 大阪府守口市大庭町二ノ一四ノ六 吉川晴彦 外五百名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇一十一号 平成十年五月十九日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 福岡県前原市大字有田五二七 良川 徹弥 外四百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇三〇号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 東京都品川区北品川五ノ八ノ六ノ八〇三 内山盛男 外四百五十五名

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇三一号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 山形県酒田市新橋二ノ七ノ三九 高橋清人 外七百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 福岡市西区吉武四一ノ六 真鍋 幸男 外二百八十八名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇三八号 平成十年五月二十日受理

長良川河口堰(ぜき)の本格運用中止等に関する請願

請願者 岐阜市早田栄町三ノ三九 竹中敏和 外二百九十八名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一九〇七号と同じである。

第二〇〇四七号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 石川県羽咋郡志賀町安津見四六ノ一 大筒牧男 外二百十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇四八号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字三池一、三〇二ノ三 能津房子 外五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇〇四九号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市庄新町五ノ二ノ一〇 中山浩行 外九百名

第二〇六一号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 徳島市川内町富吉 菊田容子 外五百名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇六二号 平成十年五月二十日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 新潟市坂井東六ノ一四ノ一 丸山 雄司 外百二十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇九八号 平成十年五月二十一日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 山口県柳井市新庄中村一、〇二三ノ一〇 河村知信 外四百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇九九号 平成十年五月二十一日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市高師町字北原一ノ九 八 宮原祐二 外五百五十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二一〇〇号 平成十年五月二十一日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二一四号 平成十年五月二十一日受理
国民本位の公共事業と建設行政の民主化に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷飯沼二、〇四
六 荒木秀文 外千二百二十五名

紹介議員 村沢 牧君

今、国民が求めているのは、政・官・財の癒着を断ち切り、情報公開による建設行政の民主化、ゼネコン奉仕の公共事業から暮らしに役立つ公共事業への転換である。

ついでに、次の措置を採りたい。

一、暮らしに役立つ公共事業を推進すること。

1 大規模プロジェクト偏重の浪費型公共事業政策を改め、生活基盤の整備・向上や地震予知・観測、防災・国土保全重視の政策に切り替えること。

2 公共事業の長期計画は国会、地方議会の承認事項とするとともに、公共事業に関するすべての情報の公開を原則とする情報公開制度を制定すること。

3 公共工事等受注企業・団体からの政治献金及び官僚の天下りを禁止する法律を制定すること。

4 居住環境の破壊につながる建築基準法等の規制緩和は行わないとともに、良質な安価な公共住宅を大量に供給すること。

二、中小企業と建設労働者の仕事を確保し、暮らしと経営の安定を図ること。

1 公共工事における賞金、労務経費、法定福利費、労働安全衛生経費が減額されることななく下請業者、現場労働者に支給されるよう、建設労働者の雇用・労働条件を改善する措置を講ずること。また、工事代金や労働賃金等の不払が発生した場合の救済制度を制定すること。

2 中小建設業者の受注機会の一層の確保と安

定を図る措置を講ずること。官公需法の廃止を行わないこと。

3 建設業退職金共済制度の運用利回りを六・六％に、また掛金を二百六十円に戻すこと。及び履行の徹底を図るため、発注官庁の指導・監督体制を強化すること。並びにすべての生コン・ダンブ労働者へ適用の拡大を図ること。

4 国と企業の責任において、建設労働者の技術・技能の向上を図ること。

三、公共事業の執行体制の拡充を図ること。

1 公共事業の執行及び公共物の管理については、独立行政法人化、民営化は行わず、国や自治体、特殊法人が直接責任を持つて行うこと。また、国の責任放棄である地方移管は行わないこと。

2 住民の声を反映した公共事業推進と公共物の適切な維持管理、中小企業の受注機会を確保する契約制度を維持するため、それに見合った職員を大幅に増員するとともに、地方出身機関、国土地理院や国の研究機関の組織を拡充すること。

理由

(一) 本来の行政改革は政・官・財の癒着を根絶し、公共事業の長期事業計画を抜本的に見直し、国会や地方議会での承認事項とし情報公開や自然環境保護との調和を図る行政システムの確立が必要である。これからの公共投資を首都機能移転などの大型プロジェクト偏重から、国民の暮らしや地方経済に役立つ生活関連公共事業に転換すべきである。(二) 大手ゼネコンによる異常な下請、資材単価たき、下請への未払により中小企業の倒産や廃業が激増しており、また、単なる公共事業費削減やコスト削減は更なる賞金低下、仕事減、失業者増になるため、大企業の横暴の規制や中小企業の経営安定を図ることが緊急課題となっている。また、安定した仕事の確保、公共工事における労働関係費の労働者への支払保障制度の確立、週休二日制の完全実施、建設業退職金共済制度の

完全適用や給付額の増額など、劣悪な建設労働者の労働条件を改善する必要がある。(三) 事業実施部門の独立行政法人化・民営化は独立採算や利潤を追求することになり、もうかる事業は有料となり国民の負担が増え、もうからない維持管理部門は放置され施設の機能低下によって国民生活に支障を及ぼすことになる。

第二一五号 平成十年五月二十一日受理

国民本位の公共事業と建設行政の民主化に関する請願

請願者 新潟県新潟市さつき野町五ノ四

五 福井義隆 外千六百四十一名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一七号 平成十年五月二十一日受理

運輸省港湾建設局の必要要員の確保等に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲一、

六〇〇 馬場広美 外二百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二一二号 平成十年五月二十一日受理

長良川河口堰(せき)の本格運用中止等に関する請願

請願者 岐阜市市川崎町一ノ九ノ二ノBノ

三〇五 遠藤祐一 外五百九十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九〇七号と同じである。

第二一六号 平成十年五月二十一日受理

国民本位の公共事業と建設行政の民主化に関する請願(六通)

請願者 大分県佐伯市来島町一九ノ六 宮

崎サヨ子 外二千五百二十二名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

平成十年六月十二日印刷

平成十年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K